

2017 年度  
自己点検・評価報告書

実践女子大学短期大学部

## 目 次

第1章 理念・目的	2
第2章 内部質保証	5
第3章 教育研究組織	11
第4章 教育課程・学習成果	13
第5章 学生の受け入れ	30
第6章 教員・教員組織	35
第7章 学生支援	39
第8章 教育研究等環境	46
第9章 社会連携・社会貢献	54

## 第1章 理念・目的

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学・短期大学部の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

本学は、女子教育の先駆者・下田歌子により、「本邦固有の女徳」を基礎とし、広く一般女子に対して実学と実践の教育を行うとの理念のもと、一般女性の地位の向上を目的として、帝国婦人協会を結成し、1899（明治32）年に前身となる、私立実践女学校ならびに女子工芸学校を創立している。その後、1949（昭和24）年の学制改革に伴い、女子大学として認可され、1950（昭和25）年に実践女子学園短期大学家政科を設置し、「女性が社会を変える世界を変える」を建学の精神、「品格高雅にして自立自営しうる女性の育成」を教育理念として、教育研究活動等を展開している。

これらの建学の精神、教育理念を踏まえ、短期大学部の目的を下記のように「実践女子大学短期大学部学則」に適切に定めている。

#### <短期大学部>

本学は、教育基本法、学校教育法及び実践女子学園の建学精神に則り、深く専門の学芸を教授研究し、かつ人格の完成を目標として幅広く深い教養を培い、国際的視野に立つ社会人として自己の信ずるところを實踐し、もって文化の創造と人類の福祉とに寄与する人材を育成することを目的とする。

この短期大学部の目的に基づき、学科ごとに下記のように目的を定めている。

#### <日本語コミュニケーション学科>

日本語コミュニケーション学科では、日本語・日本文学・日本文化に関する専門教育やビジネススキル教育を共通基盤として、情報スキル、コミュニケーションスキル及び出版編集の3コースにおいて専門性の高い実学教育を行い、教養と実務能力を兼ね備えた人材を育成することを目的とする。

#### <英語コミュニケーション学科>

英語コミュニケーション学科では、観光ビジネスコース及び国際コミュニケーションコースにおいて、英語の運用能力の向上を図るとともに、英米の言語・文学・社会・文化に関する知識や国際社会の諸問題への認識を深めさせることを目的とする。

例えば日本語コミュニケーション学科では、「日本語・日本文学・日本文化に関する専門教育やビジネススキル教育を共通基盤として、情報スキル、コミュニケーションスキル及び出版編集の3コースにおいて専門性の高い実学教育を行い、教養と実務能力を兼ね備えた人材を育成することを目的とする」と定め、英語コミュニケーション学科では、「観光ビジネスコース及び国際コミュニケーションコースにおいて、英語の運用能力の向上を図るとともに、英米の言語・文学・社会・文化に関する知識や国際社会の諸問題への認識を深めさせることを目的とする。」としており、建学の精神、教育理念、目的に基づき、学科での学びを通じて、短期大学部としてどのような学生を育成するのかを示しており、それぞれが連関するよう定められている。

点検・評価項目②：大学・短期大学部の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示  
評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

本学では、「品格高雅にして自立自営しうる女性の育成」を教育理念とし、これに沿って、学科ごとに人材育成その他の教育研究上の目的を「実践女子大学短期大学部学則」に定めている。これらの教育理念や目的は、本学の建学の精神とあわせて『履修要項』に記載して学生及び教職員に周知するとともに、大学ホームページにおいて学則を掲載し、社会に対して広く公表している。特に、建学の精神、教育理念については、新入生オリエンテーションや Semester ごとの学科ガイダンスを通じて学生に説明を行っている。また、学園史の発刊、入学式等の式典において理事長、学長から本学の建学の精神と教育理念を学祖の志とともに伝えている。加えて、学祖である下田歌子の生涯を描いた漫画『きらりうたこ』の出版による、学祖顕彰とならび建学の精神の社会的認知に貢献している。

点検・評価項目③：大学・短期大学部の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学（短期大学部）として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

本学では、実践女子大学・実践女子大学短期大学部が、将来にわたって如何に存在感を示して、学生を確保し教育・研究を進展させていくかという課題に向け、特に教学面の在り方

について中期的な方向性や施策を議論するための会議として、「実践女子大学・実践女子大学短期大学部教学グランドデザイン策定会議」を理事会の諮問機関として設置し、中期（今後10年程度）の大学・短大の教学体制についてのグランドデザインを策定し、理事会に答申している。この会議は、将来の大学・短大を担うであろう若手教職員19名と同窓会組織である「実践桜会」の2名を加えた21名で構成され、2013（平成25）年から2015（平成27）年の2年間に渡り議論を行った。課題の解決及び具現化案の策定にあたり、建学の精神、教育理念を再定義し、10年後までの「ビジョン」の策定、「本学の特徴」を明確化し、伸ばさせるための課題の整理を行っている。これらに基づき、「教育対策」「学生対策」「入口出口対策」及び「仕組み・体制」の4項目における具現化策を「重要度ランク」（3段階）と「実施時期」（短期から長期の3段階）の2局面でプライオリティを付け、理事会に最終答申として提出している。

この「教学グランドデザイン最終答申」に基づき、各年度の学長方針をはじめ、2015（平成27）年度から2019（平成31）年度までの「教育改革」の実施に繋げている。

## 第2章 内部質保証

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

まず、本学の内部質保証システム構築までの背景として、実践女子学園の建学の精神である「女性が社会を変える、世界を変える」と、実践女子大学・実践女子大学短期大学部の教育理念「品格高雅にして自立自営しうる女性の育成」は特に、男女共同参画社会の実現を目指す今日の日本にあって、けっして色褪せることなく、その重要度はますます増している状況である。この建学の精神、教育理念に基づいた人材育成をより確かなものにしていくために、本学では、2016（平成28）年度に、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を見直し改めて策定した。中でも、ディプロマ・ポリシーにおいては、5つの態度・能力「国際的視野」「美の探求」「研鑽力」「行動力」「協働力」を確実に養成、保証するために、教育改革を通じて教育の質の転換を図り、教育の質保証を実現するため、下図の「実践女子大学・短期大学部型内部質保証システム」の構築に向けて体制の整備を行っている。



本学では、教育理念・目的の実現に向けて、学生の学びの質保証及び質の向上を図る目的で「実践女子大学・実践女子大学短期大学部内部質保証に関するポリシー」を策定している。具体的には、1. 内部質保証の体制「本学の内部質保証は、学長の下で大学短大協議会が大学全体として責任を負います。大学短大協議会は、自己点検・評価の全学的な方針を策定し、自己点検・評価活動を統括します。また、自己点検・評価及び外部評価の結果に基づき、教育活動の有効性について検証を行い、検証結果を踏まえた教育の改善・質の向上を継続的に実施します。」をはじめとする4項目を定めており、本学の内部質保証に関する基本的な考え方を示している。内部質保証に関するポリシーは、ホームページを通じて広く社会に公表しているほか、「実践女子大学・短期大学部型内部質保証システム」については、教育改革による一連の取り組みとして、リーフレットを制作し、学生、教職員、受験生等に配布している。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる組織との役割分担に関しては、本学の建学の精神、教育理念、及び各種ポリシー（方針）の実現に向けて、教育研究をはじめとする大学の諸活動について自ら点検・評価を行い、その結果を踏まえて、質の向上に向けた恒常的・継続的な改善・改革を推進するため、全学における内部質保証の推進に責任を負う組織を「大学短大協議会」としている。①「大学短大協議会」において、全学的観点からの点検・評価を行うため、②短大自己点検・評価委員会を置き、学科その他組織の自己点検・評価を受けて、全学の自己点検・評価報告書として取りまとめる。③学科その他の組織は、当該年度の点検・評価を行い、その結果をまとめ、「短大自己点検・評価委員会」に報告する。④「大学短大協議会」の事務局として、学長事務室を置き、自己点検・評価、外部評価を含め、内部質保証の推進に関する事項を行うこととしている。2017（平成 29）年度は、「実践女子大学・短期大学部型内部質保証システム」を効果的に機能させる上での体制整備の検討を行い、2018（平成 30）年度に上述の内部質保証に関する一連のプロセスに基づいた、「短期大学部協議会」、短大自己点検・評価委員会の規程改正を含めながら、権限と役割等を明確にする方針である。

教育プログラムの実質的な企画・設計、運用、検証および改善・向上の指針に関しては、全学の教育に係る諸施策の立案及びその推進を図るとともに、共通教育の企画・運営を行うことにより、本学の教育の充実・発展に寄与することを目的として「短期大学部運営委員会」「短期大学部教育研究センター委員会」「短期大学部改革委員会」を設置し、教育の改革、充実に向けた企画立案、調査研究及び学部（学科）の教育課程編成の全体調整に関することなどを行っている。2017（平成 29）年度については、2016（平成 28）年度学長方針である「学修成果を重視した教育内容及び方法の改革」に基づき、教育改革における制度設計及び2019（平成 31）年度までの教学改革に向けたロードマップを策定しており、この実現に向けて、「短期大学部運営委員会」を中心とし、2019（平成 31）年度までの制度改革を行っている。具体的には、2016（平成 28）年度、2017（平成 29）年度を「改革期」と位置付け、PROGテストの導入、事前事後学修時間の拡大、共通教育科目（実践スタンダード科目）

の新カリキュラムの導入、2018（平成30）年度、2019（平成31）年度を「改革点検期」とし、専門科目の新カリキュラムの導入、カリキュラムマトリクス導入、カリキュラムツリーの見直し等を行い、2019（平成31）年度に向けて、学修ルーブリック、学修ポートフォリオの導入を目指している。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

本学の建学の精神、教育理念、教育目標及び各種ポリシー（方針）の実現に向けて、実践女子大学短期大学部学則第2条に定める教育研究をはじめとする大学の諸活動について自ら点検・評価を行い、その結果を踏まえて、教育の質の保証及び向上に向けた恒常的・継続的な改善・改革を推進する取り組みを行うため、全学における内部質保証の推進に責任を負う組織（全学内部質保証推進組織）として「大学短大協議会」を置き、2017（平成29）年度は、実質化に向けて検討を進めている。

「大学短大協議会」の構成員は、学長を議長とし、副学長、各学部長、大学・短期大学部教育研究センター長、学生部長、教学事務局長、学長室部長、学務部長、研究推進室部長及びその他学長が必要と認めたものとし、教育の質の保証及び向上に向けた恒常的・継続的な改善・改革を推進する組織としての適切性を確保している。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

評価の視点3：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点4：点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学では、2016（平成28）年度に『教育の「質」の転換と内部質保証システムの確立を目指す』を掲げ、建学の精神である「女性が社会を変える、世界を変える」と、実践女子大学・実践女子大学短期大学部の教育理念「品格高雅にして自立自営しうる女性の育成」を再定義し、教育改革を通じて3つのポリシーを再策定している。従前の3つのポリシーでは、学生には成長実感、教員にはどのような手段で知識・能力などを身につけさせるのかが曖昧であった。新たに策定した3つのポリシーは、これらを明確化し、人材育成の柱

として位置付けている。更に3つのポリシーに基づいた「実践女子大学・短期大学部型学生の成長プロセス（下図）」を明示し、学生の育成・成長の過程（プロセス）を可視化することにより、本学における自身の成長プロセスを理解し実感できることをねらいとしている。



これらは、『三つのポリシーの一体的改革における「学内ガイドライン」』に基づき策定され、本学の3つのポリシー策定に係る基本的な考え方とあわせて学内で共有している。

「大学短大協議会」による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組みとして、本学では、建学の精神と教育理念に基づいたディプロマ・ポリシーで保証する「国際的視野」「美の探求」「研鑽力」「行動力」「協働力」を身につけた人材を輩出していくために「P：カリキュラムの策定」→「D：教育の実行」→「C：教育成果の把握」→「A：改善の実行」というPDCAサイクルを機能させ、きめ細かい教育指導、教育成果の見える化を推進し、教育の質保証を行う①「実践女子大学・短期大学部型内部質保証システム」の「機能」と、②この「実践女子大学・短期大学部型内部質保証システム」を運用するための全学的な「体制」の2点を有機的に機能させることにより、内部質保証を推進することとしている。①は各学部（学科レベル）②は全学の内部質保証を推進する「大学短大協議会」（機関レベル）が担っている。具体的には、「実践女子大学・短期大学部型内部質保証システム」による、各学部・学科・研究科などの組織によるPDCAの推進とその検証結果である部門自己点検・評価を通じて、全学内部質保証推進組織である「大学短大協議会」が学部（学科）のPDCAの推進状況の確認と全学的な観点からの点検・評価による、改善・改革のフィードバックを行い、学部（学科）の次年度計画に反映させることにより、全学的に教育のPDCAを機能させることとしている。2017（平成29）年度は、上述している一連のプロセスを実現させるための検討を行い、2019（平成31）年度に完了する教育改革による

学修成果の評価のための学修ルーブリック、学修ポートフォリオの構築完了と併せて、学修成果の評価に基づく PDCA の推進と「大学短大協議会」による各学部（学科）への支援の在り方などを踏めた検討を行い、内部質保証の実質化を目指すこととしている。

点検・評価における客観性、妥当性の確保については、2016（平成 28）年度に自己点検・評価の客観性・公平性を担保し、教育研究水準の更なる向上を図るため、学外有識者による評価を行い、その意見を自己点検・評価活動に反映させることを目的として「実践女子大学、実践女子大学大学院及び実践女子大学短期大学部外部評価・助言委員会」を設置している。外部評価・助言委員会は、「実践女子大学、実践女子大学大学院及び実践女子大学短期大学部外部評価・助言委員会に関する規程」に基づき、本学の教育・研究活動等の現状を把握し、将来の発展のために、本学の教育研究活動に関する事項等を評価・助言することにより、教育研究活動や点検・評価の客観性及び妥当性を確保している。2016（平成 28）年度は 3 回、2017（平成 29）年度は 1 回開催し、教育課程編成（共通教育改革）などについての評価・助言を受けている。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表 評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性 評価の視点 3：公表する情報の適切な更新
--

本学では、学園の活動に関する社会的説明責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営を実現し、構成員による自律的な運営及び教育研究の質の向上に資するために、学園が有する情報の公開に関して、「実践女子学園情報公開規程」を定め、（1）学園の基本情報（2）財務及び経営に関する情報（3）監査に関する情報（4）教育研究活動に関する情報（5）社会貢献、国際交流に関する情報（6）自己点検・評価及び外部評価に関する情報（7）公費の助成に関する情報（8）コンプライアンス等に関する情報（9）情報公開に関する情報について、学園が有する情報を自主的に公表することを規定している。これに基づき、例えば教育研究活動については、学校教育法施行規則改正に伴う大学の教育関連情報の公開義務化を受け、「実践女子大学研究者情報データベース」を活用し、「基本情報、研究分野、研究業績、教育業績、学会・社会活動」について、ホームページを通じて公開している。また、講義概要（シラバス）の情報を公開しており、教育活動の透明性を高めている。

公表する情報の正確性、信頼性に関しては、例えば財務情報においては、監査法人および監事の監査を受けるとともに、「監事監査報告書」「独立監査人の監査報告書」についても公開しており、社会への情報公開における正確性・信頼性を確保している。

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表にあたっては、当該情報に関する会議体での承認を得て、速やかに行われている。例えば財務状況について

は、次年度5月末の理事会での承認を得て、ホームページ等の更新を行っている。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性

評価の視点2：適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

全学的なPDCAサイクルの有効性については、本学の特性や規模、設置形態等の実態を考慮すると、上述の「実践女子大学・短期大学部型内部質保証システム」による、学部（学科）などのPDCAサイクルの推進と点検・評価の実施。それを受けての全学内部質保証推進組織である「大学短大協議会」が全学的な観点からの点検・評価による、改善・改革のフィードバックにより、全学的なPDCAサイクルの有効性を確保している。PDCAサイクルの適切性及び内部質保証システムの適切性についての点検・評価に関しては、2017（平成29）年度は実施までに至っていない。今後の発展方策として、内部質保証システムの点検・評価については、全学内部質保証推進組織である「大学短大協議会」による定期的な点検・評価の実施及び「外部評価・助言委員会」による評価・助言を実施することにより、適切性が確保される体制の確立を目指し、2018（平成30）年度に検討を行うこととする。

### 第3章 教育研究組織

#### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学・短期大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学では、建学の精神、教育理念に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、かつ人格の完成を目標として幅広く深い教養を培い、国際的視野に立つ社会人として自己の信ずるところを実践し、もって文化の創造と人類の福祉とに寄与する人材を育成することを目的として、教育研究組織を設置している。本学は、東京都日野市にある「日野キャンパス」、東京都渋谷区にある「渋谷キャンパス」からなる。「日野キャンパス」には、生活科学部、研究科は生活科学研究科を設置し、「渋谷キャンパス」には、文学部、人間社会学部、短期大学部、研究科は文学研究科、人間社会研究科を設置し、教育研究活動を展開している。

各学部および研究科の構成として、文学部は、国文学科、英文学科、美学美術史学科、生活科学部は、食生活科学科、生活環境学科、生活文化学科および現代生活学科をおき、食生活科学科には管理栄養士専攻、食物科学専攻、健康栄養専攻を、生活文化学科には生活心理専攻と幼児保育専攻をそれぞれおいている。人間社会学部は人間社会学科および現代社会学科をおいている。これらに加えて、教職課程、図書館学課程および博物館学課程の3課程をおいている。

研究科に関しては、文学研究科には、国文学専攻博士課程（前期・後期）、英文学専攻修士課程、美術史学専攻博士課程（前期・後期）をおき、生活科学研究科に食物栄養学専攻博士課程（前期・後期）、生活環境学専攻修士課程を、人間社会研究科には、人間社会専攻修士課程をおいている。

短期大学部に関しては、日本語コミュニケーション学科及び英語コミュニケーション学科をおき、日本語コミュニケーション学科では情報スキルコース、コミュニケーションスキルコース及び出版編集コースを、英語コミュニケーション学科では、観光ビジネスコース及び国際コミュニケーションコースをおき、コース制を採用している。これらに加えて図書館学課程の1課程を置いている。

附置研究所、センター等の組織については、「実践女子大学学則」第11条及び第12条、「実践女子大学短期大学部学則」第6条に規定しており、大学・短大教育研究センター大学・短大言語文化教育研究センターの設置をはじめ、「文芸資料研究所」「香雪記念資料

館」及び「下田歌子記念女性総合研究所」を附置するとともに、これらを統括し、本学の学術研究を推進するために「実践女子大学研究推進機構」をおいている。とりわけ、「短期大学部教育研究センター」は短期大学部の教育に係る諸施策の立案及びその推進を図るとともに、共通教育の企画・運営を行うことにより、本学の教育の充実・発展に寄与することを目的におかれ、「短期大学部言語文化教育研究センター」は、短期大学部における共通教育の外国語教育並びに日本語教育及び国際交流の充実と推進を図ることを目的に設置している。その他に、社会人等に対して多様な学習機会を提供するため、「生涯学習センター」を、心理的、精神的等メンタルヘルスに関する諸課題に対して指導・支援及びカウンセリング等の業務を行う「学生相談センター」をそれぞれおいている。これらの各センターの目的などは、各規程で定め、これに基づき活動している。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究組織の適切性については、各学部（学科）、課程、研究科については、教育活動の効果を検証する中で、教育課程の編成や実施についての改善を検討し、教育内容の見直しや質的向上を図ることを通じて、組織の適切性についても検証を行っている。この他、新学部・学科の設置や再編時の将来構想に関する事項については、既存学部・学科の教育研究組織の検証を踏まえた上で、新学部・学科に係る教育課程、教員人事計画、施設整備などを検討している。本学においては、2014（平成26）年度の日野・渋谷キャンパスの2校地化に伴い、学部・学科、研究科をはじめ既設組織の検証を行い、常任理事会の議を経て理事会で決定している。

附置研究所、センター等の組織については、各センターを統括するそれぞれの委員会において検証を行っている。これらの各委員会での検証の結果は、学長を議長とする「大学短大協議会」において、全学的な観点からの点検・評価を行っている。

点検・評価結果に基づいた改善・向上の例として、2017（平成29）年度に「実践女子大学研究推進機構」を改革し、「文芸資料研究所」「香雪記念資料館」及び「下田歌子記念女性総合研究所」の3研究機関のみならず、研究活動全体を統括する組織としている。これにより、研究活動に関するポリシーの策定、科学研究費助成事業の獲得推進など、研究体制の整備・充実に繋げている。

## 第4章 教育課程・学習成果

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

本学では、建学の精神である「女性が社会を変える世界を変える」、教育理念である「品格高雅にして自立自営しうる女性の育成」に基づき、短期大学部としての3つのポリシーを掲げ、学科毎にそれぞれ策定している。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に関しては、短期大学部として『実践女子大学短期大学部は、学修から得た知識・技能・態度を社会に還元するべく実践し、世界と地域で貢献する力を得ることを求めます。その達成のために、以下に掲げる態度を核として能力を身につけ、所定の単位を修得した者に「短期大学士」の学位を授与します。』と掲げ、学生が修得することが求められる知識、技能、能力等を本学では、5つの態度・能力として、下記のように定めている。

[態度]国際的視野

#### 多様性を受容し、多角的な視点を以って世界に臨む態度

1. 多様な価値観を持つ国内外の人々との交流を通して、相互の理解と協力を築こうとする態度。
2. 国際感覚を身につけて、世界に踏み出し社会を動かそうとする態度。
3. 日本の文化・精神を知り、世界に発信しようとする態度。

[態度]美の探究

#### 知を求め、心の美を育む態度

1. 人文・社会・自然の中に価値を見出し、感受性を深めようとする態度。
2. 物事の真理を探究することによって、新たな知を創造しようとする態度。
3. 優しさと強さを兼ね備え、倫理観を以って人格を陶冶しようとする態度。

[能力]研鑽力

#### 学修を通して自己成長する力

1. 学ぶ愉しみを知り、生涯にわたり知を探究し、学問を続けることができる。
2. 学修成果を実感して、自信を創出することができる。
3. 広い視野と深い洞察力を身につけ、本質を見抜くことができる。

[能力]行動力

#### 課題解決のために主体的に行動する力

1. 現状を正しく把握し、課題を発見できる。
2. 目標を設定して、計画を立案・実行できる。

3. プロセスや成果を正しく評価し、問題解決につなげることができる。

[能力]協働力

**相互を活かして自らの役割を果たす力**

1. 自己や他者の役割を理解し、互いに協力して物事を進めることができる。
2. 互いを尊重し信頼を醸成して、豊かな人間関係を構築することができる。
3. 状況に応じたリーダーシップを発揮することができる。

この「国際的視野」「美の探求」「研鑽力」「行動力」「協働力」は、本学が社会に輩出する有為な人材像として必要な態度・能力を定めている。

短期大学の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき各学科の方針を定めており、例えば日本語コミュニケーション学科では、『本学のディプロマ・ポリシーにおいて求める内容を含め、以下に掲げるディプロマ・ポリシーを実現するために設定したカリキュラムの履修を通して修得した、学識・技能・態度を社会に還元し貢献することを求めます。その達成のために、以下に掲げる能力と態度を身につけ、所定の単位を修得した学生に「短期大学士（日本語コミュニケーション学）」の学位を授与します。』とし、英語コミュニケーション学科では、『本学のディプロマ・ポリシーにおいて求める内容を含め、以下に掲げる学位授与の方針を実現するために設定したカリキュラムの履修を通して、英語コミュニケーション学を礎とする知識や能力を身につけ所定の単位を修得した学生に、「短期大学士（英語コミュニケーション学）」の学位を授与します。』とし、保証する態度・能力として、それぞれ下記のように定めている。

### 【日本語コミュニケーション学科】

**学修を通して自己成長していく力**

- ①自ら学ぶ楽しみを知り、何事にも積極的に取り組むことができます。
- ②表面的な事象に流されず、ものごとの本質をしっかり掴むことができます。
- ③絶えず自己を啓発し高める生き方ができるようになります。

### 日本語力

①社会人として必要な日本語の「読む・書く・話す・聞く」力を培い、汎用的能力を発揮できます。

②思考の道具でもある日本語を高度に学修することを通して、人間力を豊かにすることができます。

### コミュニケーション力

①確かな日本語力を基盤にして、他者の考えを十分に理解し、自分の意見を明確に伝達できます。

② 振る舞いやしぐさ・表情を含めたノンバーバル・コミュニケーション力を身につけ、豊かな表現力を発揮できます。

③ 多様な人間関係において、その場にふさわしい手段で円滑なコミュニケーションを図ることができます。

## 社会人力

① 社会常識や社会と会社の仕組み、人と接する良識を修得できます。

② 多様な価値観と特性を持つ人とも協働できる親和力を高めることができます。

③ 広い見地からものごとを冷静に評価し、適切に判断し、行動することができます。

④ 困難な課題や突発的に発生する問題を、適切かつ臨機応変に解決する問題解決力を身につけることができます。

⑤ ものごとに積極的かつ持続的に取り組む意志と力を身につけることができます。

## 国際性

① 知性や思想の宝庫であり、日本人の情緒や感性が表れた文化・文学を、深く広く理解することができます。

② 芸術的な感興を踏まえつつ、人間を深部から相対的かつ多様に理解することができます。

③ 日本の文化・文学の学びを通して得た力を心の糧とし、生の肯定感につなげることができます。

④ 学修を通して得られた日本についての理解を積極的に伝えようとする態度と、理解したことを正しく伝達する語学力を身につけることができます。

⑤ 偏見にとらわれることなく、多様な文化を理解し尊重することができます。

## 【英語コミュニケーション学科】

### コミュニケーション力

① 他者の考えを十分に理解し、適切な言葉遣いによって自分の意見を明確に伝えることのできる日本語の言語能力を身につけている。

② 英語という言語を国際的なコミュニケーションの手段として、様々な場面で用いる能力を身につけている。

③ 日本語や英語を通して様々な情報の収集を行った上で、必要な情報を取捨選択し最終的な意志決定を図るなど、現代社会の構成員としてふさわしい問題処理能力を身につけている。

### 言語と社会・文化の理解

① 英語という言語に関する正しい知識を有するとともに、そのさまざまな面に関して強

い関心を持っている。

② 英語圏の社会・文化に関する知識を有するとともに、特定の立場にとらわれず、物事に対して多様な見方をすることができる。

### 観光ビジネスの知識と技能

① 世界の平和を基盤とした現象である観光関連の産業や制度に興味を持ち、観光に関する視野を常に広げたいと考えている。

② 観光ビジネスコースに設置された科目群から知識を習得し、関連する技能を身につけている。

### 国際コミュニケーションの知識と技能

① 様々な価値観が併存する現代の国際社会の姿を正しく認識するとともに、その改善に寄与していこうとする態度を持っている。

② 国際コミュニケーションコースに設置された科目群から知識を習得し、関連する技能を身につけている。

以上のように、大学（短期大学部）・学科の方針がそれぞれ関連しており、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を定めている。これらは、『履修要項』をはじめ、リーフレット等に明示して学生・教職員に周知するとともに、大学ホームページを通じて社会に公表している。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

本学では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。短期大学部の方針として、「実践女子大学短期大学部は、教育理念及び卒業認定・学位授与の方針に基づき、学修から得た知識・技能・態度を世界と地域に還元できるようにするべく教育を実施します。そのために、教育課程編成、教育内容、教育方法及び評価方法について以下のとおり定めます。」とし、卒業認定・学位授与の方針を保証するため、教育課程編成、教育内容、教育方法等を下記のように定めている。

## 教育課程編成

- ① 共通教育科目、専門教育科目を体系的に配置します。
- ② 授業科目の学年配当に配慮し、入学から卒業までいずれの期間も充実した学修ができるようにします。
- ③ 学科を横断して科目を履修する機会を設け、幅広い学修ができるようにします。

## 教育内容

- ① 共通教育において、大学での学修のための導入教育をするとともに、人文、社会、自然の幅広い教養を培うことができるようにします。
- ② 専門教育において、各学部・学科の卒業認定・学位授与の方針に基づき、基礎から応用に至る知識・技能を身につけることができるようにします。
- ③ 共通教育、専門教育を通じ、情報発信、言語運用、国内外の文化について学修することで、国際性を身につけることができるようにします。
- ④ 共通教育、専門教育を通じ、キャリア形成に資する教育を行い、就業力を育成します。

## 教育方法

- ① 能動的な学修の充実を図るために、アクティブラーニング、演習・実習や少人数教育を積極的に導入します。
- ② 社会とつながる学修の充実を図るために、正課外の活動も含め、学外の組織や地域との連携の機会を取り入れます。
- ③ 授業と連動した事前・事後学修の方法をシラバスに明示し、活発な学修を促す教育を行います。

## 評価方法

- ① 成績評価基準を明示し、学生が自らの到達度を正確に把握するとともに教員と共有できるようにします。
- ② 客観的・総合的評価のために、GPA 制度を用います。

この短期大学部の教育課程編成・実施の方針に基づき、学科で方針を定めており、例えば日本語コミュニケーション学科では、「本学科のディプロマ・ポリシーに基づいてカリキュラムを編成し、学修を通じて修得した学識・技能・態度を、世界と地域に還元できるようにするべく教育を実施します。そのために、教育課程編成、教育内容、教育方法及び評価方法を以下のとおり定めます。」と掲げ、英語コミュニケーション学科では、「本学科のディプロマ・ポリシーに基づいてカリキュラムを編成し、学修を通じて修得した学識、技能、態度を、世界と地域に還元できるようにするべく教育を実施します。そのために、教育課程編成、教育内容、教育方法及び評価方法を以下のとおり定めます。」とし、それぞれ教育課程編成、

教育内容、教育方法等の詳細を下記のように定めている。

### 【日本語コミュニケーション学科】

#### 教育課程編成

- ①基幹科目・コース科目を体系的にバランスよく配置し、2年間で幅広く高度な学修ができるようにします。
- ②授業科目の学年配当と開講期に配慮し、入学から卒業までのいずれの期間も充実した学修ができるようにします。
- ③コース・他学科を横断して科目を履修する機会を設け、幅広い学修ができるようにします。
- ④さらに高度な学修ができるように、実践女子大学の専門教育科目を履修する機会を設けます。

#### 教育内容

- ①共通教育科目・専門教育科目において初年次教育を行い、大学での学びの基礎を培います。
- ②専門教育科目において、本学科の卒業認定・学位授与の方針に基づき、基幹科目とコース科目の履修を通じて、学識と技能を兼ね備えた豊かな社会人を身につけます。
- ③基幹科目群では、日本の文化・文学を学んで学識と教養を高め、日本語力を磨いて高度なコミュニケーション力を養います。
- ④3つのコース科目群では、専門性の高い実学教育を行います。
- ⑤共通教育科目、専門教育科目を通じて、キャリア形成に資する教育を行い、就業力を育成します。

#### 教育方法

- ①能動的な学修の充実を図るために、アクティブラーニング、演習、少人数教育を積極的に導入します。
- ②社会とつながる学修の充実を図るために、アクティブラーニング、演習、少人数教育を積極的に導入します。
- ③活発な学修を促す教育を行うために、すべての授業科目において授業と連動した事前・事後学修の方法をシラバスに明示します。

#### 評価方法

- ①成績評価基準を明示し、学生が自らの到達度を正確に把握すると共に、教員と共有できるようにします。
- ②客観的・総合的評価のために、GPA 制度を用います。

### 【英語コミュニケーション学科】

#### 教育課程(カリキュラム)

① 教育課程全体は、以下に示す8つの区分から成り立っています。

- i コミュニケーションスキル
- ii 英米のことばと文化
- iii 海外研修
- iv 観光ビジネス
- v 国際コミュニケーション
- vi キャリア
- vii 基礎演習
- viii 卒業演習

② 授業科目については、初年次から2年次への学力の向上に配慮した構成になっており、入学から卒業までの流れに応じて充実した学修ができるように授業科目が組み立てられています。

③ 英語コミュニケーション学科では、学生が所属するコースでない別のコースの授業科目を履修することができるようにしています。同時に、英語コミュニケーション学科の学生には、大学の学科や短期大学部の他の学科の授業科目を履修することができる「開放科目」や「学科間共有科目」といった制度を設けて、学科を横断した幅広い学修の機会を提供しています。

## 教育内容

① 8つの区分の内「コミュニケーションスキル」では、様々な場面において、外国人と意思の疎通を図る目的で英語を用いることができる能力を身につけます。

② 「英米のことばと文化」の区分では、英語という言語を中心に、英語圏の社会・文化に関する知識ならびに国際社会の諸問題に対して理解を深めます。

③ 「海外研修」では、オーストラリアやハワイなどの海外英語研修を通して、英語運用能力の向上と社会・文化に関する知識や諸問題への理解を深めます。

④ 「観光ビジネス」においては、観光関連産業に関する知識と理解を深め、観光ビジネスに関する技能を身につけます。

⑤ 「国際コミュニケーション」では、国際社会におけるコミュニケーションに関する知識と理解を深め、その技能を磨きます。

⑥ そして、「キャリア」、「基礎演習」、「卒業演習」では、様々な事象に向かって学生自ら考え、あるいはグループで対応し、自ら得た考えを相手に発信して行く能力を身につけます。

## 教育方法

① 能動的な学修の充実を図るために、講義形式の授業の他に、演習形式あるいはグループワーク、ディスカッションやプレゼンテーションなどの少人数による教育活動を通じて、アクティブラーニングを積極的に導入しています。

- ② オーストラリアやハワイなど英語圏を中心とした海外英語研修を実施し、実際に外国での生活体験を通じて能動的な学修の機会を提供しています。
- ③ 社会とつながる学修の充実を図るために、正課以外に講座やインターンシップなどの課外活動を設け、学外の組織や地域と連携する機会を取り入れています。
- ④ 入学時に英語の学力試験を実施し、その結果を以てクラス分けを行い、また同じ試験を1年終了時にも行うことで英語運用能力の伸びを測定し、その分析結果を学生に還元します。

## 評価方法

- ① 授業科目については、学期末の学力試験、レポートや授業時の小テスト以外に、授業科目によってはプレゼンテーション、グループワーク、ディスカッションなどのパフォーマンスによっても評価します。その際、評価基準を明示した上で、学生自らが到達度を正確に把握し、その状態を教員も共有できるようにしていきます。
- ② 授業科目の評価については、定量化しやすい評価方法と定量化しにくい評価方法の双方を用います。定量化しやすい評価の例としては、学期末の筆記試験、授業時の小テスト、検定試験等の単位互換などがあります。一方、定量化しにくい評価としては、レポート・小論文、プレゼンテーション、グループワーク、ディスカッションなどがあります。いずれの場合も、外国の教育機関との単位互換を容易にするために、客観的かつ総合的な評価方法である GPA (Grade Point Average) 方式を用いています。
- ③ 海外研修やインターンシップなどの課外活動に対する評価方法としては、関連組織からの評価、参加学生からの報告書等を活用して行っています。

教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との連関性について、学位授与方針で掲げる、5つの態度・能力である「国際的視野」「美の探求」「研鑽力」「行動力」及び「協働性」を保証するため、教育課程編成、教育内容、教育方法等を教育課程の編成・実施方針にて具体的に定めており、それぞれが連関するよう適切に策定している。これらは、『履修要項』をはじめ、リーフレット等に明示して学生・教職員に周知するとともに、大学ホームページを通じて社会に公表している。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法

- ・ 授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・ 各学位課程にふさわしい教育内容の設定

<学士課程>

初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等

<修士課程、博士課程>

コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等

本学では、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき教育課程を編成している。具体的には上述している、2016（平成28）年度における建学の精神、教育理念の再定義、大学・短期大学の3つのポリシーの再策定のもと、各学科においても3つのポリシーの見直しを行っている。この見直しにより、教育課程編成・実施の方針では、短期大学部・学科の特性に応じた専門の知識、技能の修得に加え、組織の中で働くなど、社会の一員として活動し、組織内外との適切な人間関係を築くために必要な知識・態度・能力の養成に関することを明確にしている。この方針に基づきカリキュラムの再編を行い、公表するポリシーとカリキュラムとの整合性が保たれるよう、教育課程を編成している。

本学における授業科目は、「共通教育科目」「専門教育科目」及び「図書館学課程科目」によって構成している。「共通教育科目」では、学科の枠をこえて短期大学の全学生が共通して学ぶことにより、複雑化し高度化した現代社会が求めている幅広い教養と基礎的な技能を身につけることを目的とし、「実践スタンダード科目」「実践アドバンスト科目」及び「教養教育科目」の3つの科目群から構成している。

「実践スタンダード科目」は、実践女子大学と短期大学の学生が共通で学ぶ科目群であり、「実践入門セミナー」「日本語表現法a」「実践キャリアプランニング」「インテグレートッド・イングリッシュ」及び「情報リテラシー1a」の5科目を必修科目として設定し、実践女子大学の学生として、必ず身につける必要のある知識と技能を修得することを目的に開講している。

「実践アドバンスト科目」は、「実践スタンダード科目」を展開・発展・進化させる科目群として開講しているほか、「教養教育科目」は、幅広い教養と総合的な判断力を養うための科目群として、「女性」「社会」「生活」「文化とメディア」「自然と環境」及び「オープン講座」の6分野で開講している。

「専門教育科目」について、日本語コミュニケーション学科では、「基幹科目」「情報スキルコース科目」「コミュニケーションスキルコース科目」及び「出版編集コース科目」の4つの分野で構成されている。「基幹科目」は、コース科目の基礎になる分野であり、学科の核になる科目群として、「日本語コミュニケーション入門」をはじめとして、日本文学や文化について教養を深める科目のほか、「英語で読む日本文学」や「英語で学ぶ日本文化」のように国際的視野を養う科目を開講している。加えて、豊かな表現能力を育成する「自己表現法」、「ビジネス能力検定」の資格取得をめざす「ビジネスリテラシー」などの実学的な科目も配置している。更に、学生一人ひとりが自分自身でテーマ設定

を行い、問題点を見つけて調査・研究し、授業内で作成資料に基づいて発表・討論を行い、最終的に自分の研究をまとめ上げる「卒業研究 a, b」もこの科目群の中に設置している。

情報スキルコース科目は、氾濫する情報を整理し、必要時に迅速に取り出す方法や、情報を自在に処理・活用するための知識と技能を学ぶことを目的とし、音楽をはじめとする身近なデジタル情報から、企業の重要な経営資源の一つであるビジネス情報に至るまで幅広く学ぶことができるよう科目を開講している。加えて、「情報活用試験」や「日商簿記検定」の資格試験にチャレンジすることにより、様々な情報を利用する能力の習熟度を高めることができるよう配慮している。

コミュニケーションスキルコース科目は、日本語とコミュニケーションについて多角的に学ぶとともに、「話す」「書く」を中心とした日本語力を磨いて、コミュニケーションを円滑に行うための知識や技能を身につけることを目的とし、「ビジネス文書検定」「秘書検定」等の資格試験にチャレンジすることにより、ビジネスにおける基礎知識と文書作成能力、そして組織の中でのコミュニケーション能力やビジネスマナーについての習熟度を高めることができるよう配慮している。

出版編集コース科目は、電子出版なども含めた書籍・雑誌の出版や編集に必要な知識や技能、およびライティングの手法と技術、ならびに出版文化やジャーナリズムに関する教養を専門的に学ぶことを目的とし、校正や校閲に関する実習を積み上げることにより、ことばの正しい運用能力や校正・書籍製作に関する知識と技能を習熟することができる。また、規定の科目を修めることにより卒業時に「校正技能初級」が認定される。

英語コミュニケーション学科では、「コミュニケーションスキル」「英米のことばと文化」「海外研修」「観光ビジネス」「国際コミュニケーション」「キャリア」「基礎演習」及び「卒業演習」の領域から成り立っている。「コミュニケーションスキル」の領域では、英語に関する様々な技能を伸ばす必修科目を配置し、英語を使ってコミュニケーションを図る能力を伸ばすことを目的に外国人教員が担当する「Effective Communication」、多目的教室を使用して英語を聴く力を伸ばす「Listening」、英語を読んで理解する力を伸ばす「Reading」、英語の文法構造を理解する力を伸ばす「Grammar & Usage」といった必修科目のほかに、スカイプを使ってフィリピンの英語講師と 1 対 1 のオンラインによる英会話練習を行う「Workshop」や「ポップミュージック英語」「アニメ・マンガ英語」「発音演習」「キッズイングリッシュ」及び「検定英語」などを選択科目として開講している。

「英米のことばと文化」の領域では、英語という言葉の仕組みを学ぶ「英語学」「英語音声学」「英米言語文化論」「比較文化論」などの選択科目を配置し、「海外研修」の領域では、1ヶ月にわたる海外研修プログラムとして「オーストラリア英語研修」と「ハワイ英語研修」を開講している。

「キャリア」の領域には選択科目として「会計簿記」と「コンピュータ会計」を開講し、「基礎演習」と「卒業演習」の領域ではそれぞれ1年次に学ぶ「基礎演習」と2年次に学ぶ

「卒業演習」を必修科目として配置している。

「観光ビジネス」の領域では、観光の仕組みを学ぶ必修科目「観光概論」をはじめ、観光ビジネスコースの学生を対象に、「ホスピタリティ論」「観光地理」「観光英語」「航空実務」「エアライン演習」「旅行実務」「ホテル実務」「レストランマネジメント」及び「ウェディングコンサルティング」など、観光業界に関連した選択科目を開講している。

「国際コミュニケーション」の領域では、国際コミュニケーションコースの学生を対象に、異なる民族や文化圏の人々と交流する際に発生する諸問題について学ぶ必修科目「異文化コミュニケーション論」をはじめ、「アメリカ文化事情」「イギリス文化事情」「オーストラリア文化事情」「東京文化事情」「東京ガイド論」「研修プレップ英語」「ステップアップ英語」など、英語圏に行き外国人と交流する場合や来日する外国人に東京を案内する場合に役立つ選択科目を配置している。

図書館学課程では、生涯学習社会あるいは高度情報社会のなかで図書館は知の拠点として、情報資源の組織化や提供などに関する専門的な知識と技能をもった有能な司書を育成することを目的に、①社会における図書館のあり方を学ぶこと②図書館の情報資源の収集・組織化・保存・提供についての知識と技能を学ぶこと③情報資源を活用できる能力を学ぶことを踏まえて、司書の資格科目が修得できるように「基礎科目」「図書館サービスに関する科目」「図書館情報資源に関する科目」及び「選択科目」の4つの科目群を設置している。

基礎科目には、「生涯学習概論」「図書館概論」「図書館情報技術論」「図書館制度・経営論」を配置し、生涯学習及び社会教育の意義について理解し、図書館の機能や社会における役割、図書館に関わる情報技術などについて学ぶほか、図書館の法制度や経営のあり方などの基礎的な知識を学ぶこととしている。図書館サービスに関する科目には、「図書館サービス概論」「図書館情報サービス論」「児童サービス論」「情報サービス演習 a」「情報サービス演習 b」があり、図書館における資料や情報の提供などの各種サービスの基本を学ぶこととしている。この領域では児童（乳幼児からヤングアダルトまで）を対象とするサービスを1科目開講しているほか、レファレンスサービス、情報検索サービスについては演習を通して実践的な能力を習得できるようにしている。図書館情報資源に関する科目には、「図書館情報資源概論」「情報資源組織法 1」「情報資源組織法 2」を配置し、図書館における印刷資料、電子資料などの情報資源について、図書館業務に必要な基本的な知識を学び、資料や情報の組織化の理論と技術については、演習を通して実践的な能力を習得できるようにしている。その他に「図書館基礎特論」などからなる選択科目を配置している。

教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性のへの配慮として、履修年次の設定をはじめ、一部の科目にグレード制を導入しているほか、「基幹科目」、各コース専門科目、「卒業演習」といった区分を設定し、順次的に履修することにより、専門性を深める配慮をしている。更に、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と科目間との体系性を明確化するため「カリキュラムツリー」、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

と各科目相互の補完性・整合性をチェックするための「カリキュラムマトリクス」を導入することにより、カリキュラムの体系性を明確にしている。これにより学生は入学から卒業までの履修の仕方がイメージしやすくなり、教職員にとっては、自身が担当する科目と他科目との関係が明確になるとともに、カリキュラムの見直しがし易くなるよう配慮している。これらは、『履修要項』に明示し、学生・教職員で共有している。2018（平成30）年度は、開講する科目の分野やレベル等をコード化し、教育課程を可視化することを目的として「ナンバリング」を検討し、2019（平成31）年度の導入を予定している。

単位制度の趣旨に沿った単位の設定に関しては、短期大学設置基準第7条の趣旨を踏まえ、「実践女子大学短期大学部学則」第10条において、「15週にわたる期間を単位として行うものとする」と定めている。その上で、1単位の授業科目は、「45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし」、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、「講義・演習については、15時間をもって1単位とする。授業科目の内容や教育効果を考慮し、30時間をもって1単位とすることができる」旨を定めている。また、「実験、実習及び実技については、45時間をもって1単位とする。授業科目の内容や教育効果を考慮し、30時間をもって1単位とすることができる」旨を規定している。

また、短期大学設置基準第11条に基づき、各授業科目を講義、演習、実習、実技の4つに区分し、『履修要項』において、各授業科目の単位数や履修年次、開講期区分等と併せてその授業形態を科目一覧の中に明示している。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

<学士課程>

- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数
- ・適切な履修指導の実施

<修士課程、博士課程>

- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究

## 指導の実施

本学では、単位の実質化の観点から、キャップ制度による1年次から2年次における各学期（セメスター）に履修できる単位数の上限を定めている。各学期（セメスター）に履修登録できる単位数の上限を資格科目などの一部を除き、共通教育科目、専門科目あわせて24単位とし、学期ごとに適切な学修時間を確保できるよう配慮している。なお、学習指導の充実という点から、本学では、各年度初めに、全学部・全学科のすべての学年の学生に対してオリエンテーションを実施し、各学年に応じた履修指導を、『履修要項』『講義概要』に基づき教育研究センター部会員及びクラス担任を中心に行なっている。特に新入生については、学科別オリエンテーション、学務部教務課によるオリエンテーションを実施し、履修指導を徹底している。また、全学科・全学年にわたるクラス担任制度、各学科における教育研究支援職員としての助手制度が導入されており、年度初めだけでなく、授業期間においても、履修相談により学科別のきめ細かい履修指導を行なっている。加えて、全学的にオフィスワーカー制度も設けており、各専任教員が指定した特定の時間帯を学生に公示し、履修だけに限らず様々な学生からの相談に応じ、適切に指導している。

授業形態に配慮した1授業あたりの学生数に関しては、「共通教育科目」においては、講義科目を上限140名、演習科目を40名程度に設定している。演習科目は、科目内容を考慮しており、例えば語学科目は30名、情報科目は時間割配置される教室のPC台数に応じて40名程度に設定している。「専門科目」においては、基本的には上限を定めていないものの、授業の内容や「実験」「実習」などの授業形態によって、定員を設定するようにしている。また、必修科目においては、教育効果を考慮し、クラス編成により複数コマを開講しており、1授業あたりの学生数に配慮している。

本学では、講義概要（シラバス）を全学統一の様式で作成している。シラバスの作成に際しては、毎年度、作成方針、スケジュール等を、教務に係る連絡調整を業務とする「教育研究センター部会」で検討し、『シラバス作成マニュアル』を提供している。各授業担当者は、このマニュアルに基づきシラバスを入稿する。シラバスの内容は、「授業のテーマ、授業における到達目標、授業の内容、事前事後学修、テキスト・教材、成績評価の方法・基準とフィードバック及び注意事項」で構成される。入稿されたシラバスは、第三者チェックを実施している。第三者チェックは、共通教育科目は教育研究センター部会員が担当し、専門科目は学科主任が記載内容の不備等についてのチェックを行っている。これらは、非常勤講師を含めた、全授業科目に対して、チェック・修正を行う体制を整え実施している。授業内容とシラバスの整合性の確保については、授業内容等に変更が生じた場合は速やかに学生に説明を行うこととしているほか、「授業評価アンケート」において、授業内容とシラバスの整合性を確認している。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与

本学では、『講義概要』（シラバス）に記載されている「成績評価の方法・基準とフィードバック」に従って、各授業担当教員が成績評価を行なっている。各授業担当教員は、成績評価に際し、「実践女子大学短期大学部学則」第19条に基づき、+A（91点以上）、A（80～90点）、B（70～79点）、C（60～69点）、D（60点未満）の5段階評価とし、C以上を合格として所定の単位を認定し、Dを不合格としている。「卒業研究」「卒業演習」についても評価を同様としている。また、「海外語学研修」などの科目では、点数基準によらず、定められた基準を満たした場合に単位認定を行っている。これらの成績評価の基準については、『履修要項』に明示するとともに、年度初めのガイダンス等で説明を行っている。なお、これらの成績評価の結果は成績証明書に表示され、さらに欠席および失格といった不合格、履修取止め、保留といった経緯を含めて、成績通知表に表示している。本学では上述の成績評価に加えて、成績評価を厳格化、学生の学習意欲を触発し学習目標を明確化することなどを目的として、学業努力の達成状況を把握する基準値としてのGPAを全学部・全学科で採用している。

他の教育機関で修得した単位の認定については、「実践女子大学短期大学部学則」第13条及び14条において、本学以外の教育機関との単位互換協定による修得単位と、入学前に他の教育機関で修得した単位を、30単位を越えない範囲で認めることがある旨を定めており、卒業証明書（成績）及び当該科目のシラバスによって、本学が定めている科目として読み替え可能な場合については、卒業要件単位として認定している。

学科の卒業要件単位については、短期大学設置基準第18条に定めるとおり、日本語コミュニケーション学科64単位以上、英語コミュニケーション学科62単位以上としている。これらの卒業要件に関する事項については、『履修要項』に明示し、学生に周知している。

学位授与にあたり、「学科会議」、短期大学部教授会での審議を経て、学長を議長とする「短大協議会」での審議・承認を得て、学長が決定し学位を授与している。これらの学位授与に係る責任体制及び手続については、「短大協議会規程」「実践女子大学短期大学部教授会規程」

において、「学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項」について定めている。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2：学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・ アセスメント・テスト
- ・ ルーブリックを活用した測定
- ・ 学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・ 卒業生、就職先への意見聴取

本学では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる学生が修得することが求められる下記の5つの態度・能力について、学修成果を測定するための指標として設定している。

[態度]国際的視野

**多様性を受容し、多角的な視点を以って世界に臨む態度**

1. 多様な価値観を持つ国内外の人々との交流を通して、相互の理解と協力を築こうとする態度。
2. 国際感覚を身につけて、世界に踏み出し社会を動かそうとする態度。
3. 日本の文化・精神を知り、世界に発信しようとする態度。

[態度]美の探究

**知を求め、心の美を育む態度**

1. 人文・社会・自然の中に価値を見出し、感受性を深めようとする態度。
2. 物事の真理を探究することによって、新たな知を創造しようとする態度。
3. 優しさと強さを兼ね備え、倫理観を以って人格を陶冶しようとする態度。

[能力]研鑽力

**学修を通して自己成長する力**

1. 学ぶ愉しみを知り、生涯にわたり知を探究し、学問を続けることができる。
2. 学修成果を実感して、自信を創出することができる。
3. 広い視野と深い洞察力を身につけ、本質を見抜くことができる。

[能力]行動力

**課題解決のために主体的に行動する力**

1. 現状を正しく把握し、課題を発見できる。
2. 目標を設定して、計画を立案・実行できる。

3. プロセスや成果を正しく評価し、問題解決につなげることができる。

[能力]協働力

#### 相互を活かして自らの役割を果たす力

1. 自己や他者の役割を理解し、互いに協力して物事を進めることができる。
2. 互いを尊重し信頼を醸成して、豊かな人間関係を構築することができる。
3. 状況に応じたリーダーシップを発揮することができる。

これらを測定するため、アセスメント・テスト (PROG) を導入している。PROG は、専攻・専門に関わらず、社会で求められる汎用的な能力・態度・志向 (以下、ジェネリックスキル) を育成するためのプログラムであり、ジェネリックスキルを「リテラシー」と「コンピテンシー」の2つの観点から測定する。本学では、このテストを1年次及び2年次に実施している。2017 (平成 29) 年度は、PROG 解説会を学科ごとに開催し、学生に対して結果を説明しているほか、分析結果を教員にフィードバックしている。2018 (平成 30) 年度には、この PROG テストの結果項目と本学の卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) で掲げる5つの能力・態度をリンクさせることにより、卒業認定・学位授与の方針の測定結果の精度を向上させる計画としている。

その他として、卒業年次アンケート、学生が就職している企業を対象として、アンケート調査を実施している。また、学修ループリックの導入についての検討を行っており、2018 (平成 30) 年度中の導入を目指している。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠 (資料、情報) に基づく点検・評価

- ・ 学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、教育の「質」の転換と内部質保証システムの確立を目指し、2015 (平成 27) 年度より「教育改革」を実施している。この「教育改革」では、建学の精神と教育理念に基づいた卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) で保証する「国際的視野」「美の探求」「研鑽力」「行動力」「協働力」を身につけた人材を輩出していくために「カリキュラムの策定」→「教育の実行」→「教育成果の把握」→「改善の実行」という PDCA サイクルを回しながら、きめ細かい教育指導、教育成果の見える化を推進し、「実践女子大学・短期大学部型内部質保証システム」による「教育の質保証」の実現を目的としている。

この「実践女子大学・短期大学部型内部質保証システム」による PDCA サイクルを効果的に機能させるためには、「教育改革」の推進は不可欠であり、本学では、2019 (平成 31) 年

度までの4ヵ年において実施することとしている。具体的には、2016（平成28）年度～2017（平成29）年度までを「改革期」と位置付け、学長を議長とする「大学短大協議会」を中心とし、学修成果の可視化を目的としたアセスメントテスト（PROG）の導入、事前事後を含んだ学修時間の拡大、新たに策定した3つのポリシーに基づく共通教育科目（実践スタンダード科目）の新カリキュラムの導入、アクティブラーニングの組織的な導入を実施してきた。

2018（平成30）年度～2019（平成31）年度を「改革点検期」と位置付け、専門教育科目の新カリキュラムの導入、カリキュラムマトリクスの導入、カリキュラムツリーの見直し、学修ルーブリックの導入等に向けた取り組みを推進する計画としている。

## 第5章 学生の受け入れ

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学では、建学の精神である「女性が社会を変える、世界を変える」、教育理念である「品格高雅にして自立自営しうる女性の育成」に基づいた人材育成をより確かなものにしていくため、2016（平成28）年度に、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を見直し、改めて策定している。

大学全体の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）については、「実践女子大学（実践女子大学短期大学部）は、教育理念及び卒業認定・学位授与の方針に定めるとおり、学修から得た知識・技能・態度を世界と地域に還元するべく、実践する意欲に満ちた人を積極的に受け入れます。そのような意欲をもった入学者を選抜するために、各学部学科のアドミッション・ポリシーにおいて、修得している事が求められる能力や態度について公表し、それぞれに対応する多様な入学者選抜方法を実施します。」と定めている。

各ポリシーとの連関性について大学・短期大学部では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）で保証する5つの能力・態度「国際的視野」「美の探究」「研鑽力」「行動力」「協働力」を踏まえ、「学修から得た知識・技能・態度を世界と地域に還元するべく、実践する意欲に満ちた人を積極的に受け入れる」ことを明示している。この大学全体の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、短期大学部では学科毎に各学科の特徴を踏まえた、より具体的な方針を定めている。これらはホームページで公開するとともに、『入試ガイド』、履修要項によって、受験生をはじめ、在学生、教職員及び社会に対し広く公表している。

各学科では、入学前の学習歴、学力水準、能力等を入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に定め、例えば英語コミュニケーション学科では、「短期大学部の方針に則った本学科のディプロマ・ポリシーを踏まえ、以下に示す1から4までの大項目に示されている小項目のいずれかに該当する応募者に対して入学を認めることとします。」と定め、以下のように目標、入学者に求める能力などを明確にしている。

#### 1. 本学の高等教育に求める目標

コミュニケーション能力

日本の社会において日本語によるコミュニケーションを図る能力に加え、英語という言

語を国際的なコミュニケーションの手段として、様々な場面で用いる能力を養い、発展・向上させようと考えている者

言語と文化の理解

中等教育で培った英語という言語ならびに英語圏の社会的背景や文化に関する知識をさらに積み上げていきたいと考えている者

観光関連産業をはじめとするビジネスへの興味

世界のいたるところで繰り広げられ、世界の平和を基盤とした現象である観光関連産業に興味を持ち、その基礎的な知識や技能を身につけようと考えている者

国際社会における活動への興味

国際社会、特に英語圏で発生している諸問題について関心を持ち、そうした国際社会を構成する一員として日本以外の国での生活を体験してみたいと考えている者

国際人としてのバランス感覚

日本の常識が世界の常識ではないという視点に立ち、世界から見れば一地域に過ぎない日本という存在の地域性（ローカル）と、様々な常識や価値観が存在する世界、特に英語圏での視点（グローバル）を併せ持つ人材となることを願っている者

## 2. 入学者に求める態度・能力

言語運用能力

日本語はもちろんのこと、英語によるコミュニケーションを図ることのできる学生を求めます。

問題処理能力

日本語あるいは英語による情報を収集し、必要な情報を取捨選択し、最終的な意思決定を図るなど、問題処理能力のある学生を求めます。

自立性

社会における自分の存在や位置を理解し、その上で社会の一員として自立した対応ができる学生を求めます。

地域性と国際性の共存

世界において一つの地域である日本の価値観と、世界、特に英語圏の価値観との双方に目を向けることができる学生を求めます。

## 3. 入学者に求める能力・資質

教育課程（カリキュラム）の理解

英語コミュニケーション学科が、英語という言語に関する授業科目と、英語圏における社会的な背景や文化に関する授業科目が多く設置されている学科であることを理解している必要があります。

言語に対する意識

日本語の他に英語で人との交信を試みる意思を持ち、その能力をさらに磨き高めていこうとする姿勢を持っている必要があります。

社会との関わり

高等教育が社会をリードする立場に就く人々の養成に携わっていることを踏まえ、日本を含む世界の動向に目を向ける必要があります。

付随的な事項

実用英語技能検定（英検）で準 1 級に合格する能力を有している場合、あるいは TOEIC L&R で 750 点以上を獲得する能力を有している場合、入学についてそれらの能力を高く評価します。

#### 4. 中等教育までに培ってきた能力の評価

一般入学試験（筆記等）

一般入学試験では、高等学校等で学ぶことになっている基礎的な知識、特に外国語（英語）を中心に、英語の語彙や文法に関する知識あるいは英語の文章読解力など英語運用能力を問う学力試験を行います。

推薦入学試験（面接・小論文等）

推薦入学試験では、以下に示す形態があり、いずれかの試験によって本学での学業に合致した資質を有しているか確認します。

##### ① 指定校推薦入学試験

本学科が指定した高等学校等の学校長の推薦による指定校推薦入学試験では、推薦されるに相応しい学力と態度が求められるとともに、本学での学修意欲やコミュニケーション能力を測る面接を行います。

##### ② その他の推薦入学試験

上記以外の推薦入学試験では、応募書類提出までに記載が間に合う高等学校の成績の他に、本学での学修意欲やコミュニケーション能力を測る面接を行います。また、部活動などの課外活動に対する意欲にも注目します。その中でも、グローバル入学試験では応募時までに取得した学外の団体が主催する検定試験や資格試験の結果を中心に評価します。また、コンピテンシー入学試験では、論理的な思考能力と言語伝達能力を評価します。さらに、アドミッションオフィス入学試験（AO 入試）では、応募者がこれまで培ってきた能力の長所や効果について説得力を持って説明できる自立性のある姿勢を評価します。

入学希望者に求める水準等の判定方法については、『入試ガイド』において出願資格、判定の方法を明示し、冊子やホームページによって、受験生等にわかりやすく公開していることに加えて、学科毎の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）においても明示している。

以上のことから、建学の精神、教育理念に基づいた3つのポリシーの再策定により、3つのポリシーでは、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）で保証する5つの能力・態度を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）をそれぞれ連関するように策定している。

公表については、『入試ガイド』をはじめとする広報物、『履修要項』及びホームページ等による公表により、受験生に留まらず、広く社会に公表しており、これらを踏まえて、おおむね適正な設定と公表ができていると判断できる。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点3：公正な入学者選抜の実施

評価の視点4：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学では、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき『学修から得た知識・技能・態度を世界と地域に還元するべく、実践する意欲に満ちた学生』を受け入れるため、学生募集の方法として、一般入試、(Ⅰ期～Ⅲ期)、センター試験利用入試、AO入試、公募推薦入試、卒業生・在学生子女入試、自己推薦入試、特別選抜入試（海外帰国子女・社会人）及び指定校推薦入試を行っている。これらは、各学科の専門性と深く関連する科目を受験必須科目・選択可能科目として指定している。また、AO入試、各推薦入試では、選抜方法である面接・課題・小論文の内容等に各学科の学びの特色となるテーマを選び出題している。これらに加えて、コンピテンシー入試、国際感覚を兼ね備え、2年間の学修を経て世界に飛び立つ可能性を秘めた人に向けた入試制度として、グローバル入試を導入している。

入学者選抜実施のための責任体制として、学部長を委員長とする「短期大学部運営委員会」において、年度試験結果の分析と各受験業者の模擬試験の結果をもとに志願者の動向を予測し、短期大学部の受け入れ方針に従い、試験日程や試験科目、各試験別募集定員、オープンキャンパスの日程、キャンパス見学会など学生募集活動を含めた入学試験全体の企画・立案を行っている。また、委員会のもとに「入試対策部会」を設け、次年度以降の入学試験の詳細について検討を行なっている。

入学試験にあたっては、学長を本部長とする入試本部を設置し、各学科教員と入試センターを中心とした事務部門と共同で厳正な入学試験を実施している。合格者の判定は、試験結果に基づき、各学科において厳正かつ慎重に合否を判定し、教授会の承認を経て、学長を議長とする「大学短大協議会」での審議・承認を得て学長が決定し、合格発表を行なっている。

公平な入学者選抜の実施のため、病気や怪我、試験実施にあたり配慮（メンタル的）が必要な受験生への対応として、受験生の体調にあわせて保健室での受験、別室での受験を認め配慮している。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

<学士課程>

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・編入学定員に対する編入学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

<修士課程、博士課程、専門職学位課程>

- ・収容定員に対する在籍学生数比率

学部においては、入学定員・収容定員と入学者数・在籍学生数が大幅に乖離することのないよう、「短期大学部運営委員会」において、年度試験結果の分析結果に基づいた志願者動向の予測、学部教授会における合否判定を行っている。

短期大学部における2017（平成29）年度5月1日現在の過去5年間の入学定員に対する入学者数比率は1.20倍であり、収容定員に対する在籍学生数比率は1.21倍である。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生の受け入れの適切性について、「短期大学部運営委員会」を主体組織として、入学者選抜の方法、手順及び実施に関する点検・評価を行い、次年度の入試に反映させている。

また、具体的な入試選抜方法や2年間の教育方法の改善に向けた取り組みとはなっていないが、2015（平成27）年度から「大学短大協議会」において、学長室（IR室）が集計した卒業生の入試種別ごとの学科平均GPA、退学・留年・休学・卒業・就職率などを報告している。

## 第6章 教員・教員組織

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

- ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針

(各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示

本学では、建学の精神に則り、深く専門の学芸を教授研究し、かつ人格の完成を目標として幅広く深い教養を培い、国際的視野に立つ社会人として自己の信ずるところを実践し、もって文化の創造と人類の福祉とに寄与する人材を育成できる教員を求めている。また、「実践女子大学短期大学部教員選考基準」に、「本学の教育理念・使命を十分に理解するとともに、たえずこれの達成に努めること」「責任と情熱を持って学生の教育にあたり、自己の専門とする学問研究に精進すること」を明示し、学内向けホームページを通じて教職員で共有している。

教員組織の編成に関する方針については、2016（平成28）年度から、教員人事計画について、財務計画の重点方針に定員管理の厳格化を明示している。これに基づき、2017（平成29）年度に「実践女子大学短期大学部教員選考規程」を制定の上、2018（平成30）年度教員採用計画から、後任人事に係る「採用計画書」の提出を学部・学科に求める運用を開始し、特に定年退職に伴う教員採用の計画の可視化と全学的な共有を実施している。今後は、求める教員像、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等を適切に明示した教員組織の編成に関する方針を整備することに課題が残されている。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む）
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

### 評価の視点3：学士課程における教養教育の運営体制

教育研究活動を展開するにあたり、適切な教員組織を編成するため、本学では、教員組織の編成単位を学部（学科・課程）・研究科とし、各学部・研究科では、大学設置基準、大学院設置基準、短期大学設置基準上の必要専任教員数を満たすよう編成している。なお、2017年5月1日時点における短期大学部専任教員は16名である。

教育上主要と認められる授業科目における専任教員の配置について、学部では、「大学学則」「短期大学部学則」で定めるように、「共通教育科目」「専門科目」及び「資格科目」によって構成し、「必修科目」「選択必修科目」「選択科目」の科目の形態としている。「必修科目」は、すべての学生が専門の基礎となる教養・知識・技能を身につけるために必ず履修する科目として設定している。「選択必修科目」は、こうした「必修科目」を履修する中で、特に興味をもった分野についてより深く学修するために、学生が決められた科目の枠組みの中から決められた科目数を自ら選択履修する科目である。加えて専門的教養や知識、技能を身につけるために「選択科目」を配置している。短期大学部では、重要度の高い「必修科目」については、その多くに専任教員を配置し、初年次の必修科目である「入門科目」から「卒業研究」「卒業演習」に至る専門教育の進展の中で、それらの中核をなす科目を専任教員が担当し、明確な責任体制のもとで教育を行なっている。

各学位課程の目的に即した教員配置という観点では、学部の教育目標、3つのポリシーに基づき、「カリキュラムツリー」「カリキュラムマトリクス」による科目の関連性を明確に示した上で、「必修科目」「選択必修科目」を中心とするコアとなる科目を専任教員が原則として担当している。

国際性については、「学長方針」においても国際交流（グローバル化）を示しており、グローバル化に対応する教学の展開を担うことのできる教員層の拡大に努めている。特に「言語文化教育研究センター」を中心とし、外国語専任教員をはじめとする、専任教員による外国語教育の充実を図るとともに、外国語（特に英語）による授業の拡大を積極的に進めている。また、サバティカル制度を利用して、専任教員が海外で教育研究経験を積むことができる制度を継続的に運用している男女比については、女性教員比率は2017（平成29）年度37.5%となっている。

教員の授業担当負担への適切な配慮として、専任教員の責任担当コマ数は原則として5コマと定めている。現在は、一部の役職者を除き、1コマ増の6コマを担当するよう時間割編成を行っている。

教員組織における年齢構成に関する方針は明確には定められてはいないが、採用にあたり、教員組織の年齢構成に偏りがないように配慮し、募集する職位等を決定している。

授業科目については極力、専任教員が担当する方向で努力を続けているが、専任教員のみでは、すべての授業科目を担当することが困難な状況である。したがって、教育の質を担保する上で、非常勤講師に授業担当を委嘱せざるを得なく、特に「共通教育科目」（教養科目）では、その割合が高くなっている。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

本学は、学則に基づき、「実践女子大学短期大学部教員選考規程」「実践女子大学短期大学部教員選考基準」を定めている。これらの各規程には、募集、採用、昇任等に関する基準及び手続きを明確に示しており、これらに基づき、学部における人事に関する手続きを厳正に行っている。

専任教員の採用に当たっては、まず当該学科・課程で公募により、複数候補者を立て、選考により1名に候補者を絞り込んでいる。選考した候補者については、教授会にて無記名で採用の可否を投票し、過半数が可とした場合を承認が得られたものとする。その後、学長、副学長、学部長、各学科・課程主任、短期大学部教育研究センター長によって構成される「実践女子大学短期大学部教員選考委員会」において、「実践女子大学短期大学部教員選考基準」に合わせ、また各教授会での選考経過を参考に、職階の適否を踏まえた採用の可否を審議、承認し、学長を議長とする「大学短大協議会」において、審議、承認される。これらの審議過程を経て、学長が採用を理事長に具申し、理事会での審議を経た上で、採用を正式に決定している。

専任教員の昇任についても、学科・課程から推薦された者について、同様の手順を踏んで厳正に審議、決定される。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施については、「短期大学部運営委員会」において、FD活動についての重点方針を策定し、実施している。学生による「授業評価アンケート」の在り方や実施方法、学生へのフィードバック等、アンケート結果の活用法について検討、見直しを行なっている。また、同委員会が主催するFD研修会を実施し、教員の資質向上に努めている。

教員の研究活動の評価については、毎年学部別に発行している研究紀要、あるいはセンター、研究所が発行する論集に論文を掲載している。また、それぞれの専門分野の学会での口頭による研究発表やポスター発表、学会誌への論文掲載、あるいは専門誌への寄稿などを

行っている。各専任教員は、研究者学術情報データベース等に、教育活動、研究活動、社会活動等の入力を行い、ホームページ等を通じて外部に公表している。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織の適切性については、学長を議長とする「大学短大協議会」を主体として検証する体制としている。具体的には、各学部・学科のカリキュラム及び開講科目を通じて、教員の配置の適切性、実施状況や効果について、各学部長より「大学短大協議会」で報告され、検証を行っている。具体的な改善・向上に向けた取り組みとして、適切性の検証に基づき、2018（平成30）年度教員採用計画から、後任人事に係る「採用計画書」の提出を求める運用を開始している。

## 第7章 学生支援

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では、「女性が社会を変える、世界を変える」という建学の精神に基づき、女性が持てる力を発揮することによって、よりよい社会を創ることができるという強い信念の下、教育活動を通じて人材育成を図ることを使命とし、その使命を実現するため、学生支援に関する方針として、①「修学支援方針」②「生活支援方針」③「進路支援方針」④「障害学生支援方針」をそれぞれ定め、これらに基づき、学生支援を行っている。

「修学支援方針」では、「学生が学修を円滑に進められるように、教職員が相互連携して、相談・指導による支援を行います。」「成績不振者、留年者および休・退学者については、その状況把握と分析を行うとともに、早期のケアを含めた具体的対応策を講じます。」など、4項目を定めている。この方針のもと、修学支援の具体的な体制として、「短期大学部運営委員会規程」を定め、「短期大学部運営委員会」を中心として、同規程に基づいて、学生の学修が円滑に行なわれるように環境を整備している。また、学修上様々な問題を抱える学生に対処するため、「クラス担任制度」「オフィスアワー制度」等を設けて、全学の教員が連携して解決にあたることとしている。

「生活支援方針」では、「学生が心身の健康を維持・増進できるように、保健室、学生相談センターを設け、専門の医師や看護師、カウンセラーを配置します。」「人間性と社会性を培う機会と場所を提供することを目的として、クラブ、サークル、ボランティア等の課外活動を支援します。」など、5項目を定めている。「生活支援方針」に加えて、本学では、「障害学生支援方針」を別に定め、障害のある学生が、障害のない学生と等しく学修が進められるように、学生本人の要望に基づき、関係各所が連携し、可能な限り具体的支援を行うこととしている。この方針のもと、生活支援及び障害学生支援の具体的な体制として、「学生生活支援委員会規程」及び「学生相談センター規程」を定め、安定した学生生活及び心の健康維持を推進する機関として「学生生活支援委員会」と学生相談センター及び保健室を設置し支援している。特に、近年の経済的支援を必要とする学生が急増している状況について、「下田奨学金」や一般奨学金をはじめ、「学納金緊急貸与」「応急特別貸与」等、本学独自の奨学金制度の充実を図り、規程に基づく適切な経済的支援を実施している。アカデミック・ハラスメント等のハラスメント対策については、学園が「ハラスメント防止等に関する規程」を定め、「ハラスメント防止委員会規程」による委員会が調査、防止教育・広報等を行っている。

「進路支援方針」では、「学生が自らの生き方を見出し、自らの人生を切り開いていける

力を身につけることができるように正課内にキャリア教育の必修科目を設置する等、系統的な支援を行います。」など、3項目を定めている。この方針のもと、本学では1年次から、将来を見据えたキャリア教育を実施、全学部共通科目において、「キャリア教育科目」を開講して、低学年からのキャリアプランの支援、社会人としての素養を修得させるほか、2004年から、キャリアセンターを設置して、学生の就職支援に留まらず、公務員試験対策講座をはじめとする様々な正課外講座を開講し、広く学生の社会的・職業的自立を促す支援を行っている。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

1. 学生支援体制の適切な整備及び学生の修学に関する適切な支援の実施

1) クラス担任制度

学生の修学を支援する制度として、本学では従前より担任制度を導入している。この担任制度は、学年ごとにクラス分けされた担任が、毎年度初めに学生と個別に面談を行なうなど、学生の修学及び生活の状況を把握するよう努めている。

2) オフィスアワー制度

本学では、オフィスアワーとして全学の専任教員が研究室を開放する時間を設けている。クラス担任や授業科目担当といった枠を超えて、広く修学上の相談や学生生活上の相談に対応できる体制としている。

### 3) 修学・就職支援フェア

保護者への対応としては、本学では2010年度(平成22年度)から、7月～8月にかけて、「修学・就職支援フェア」を開催し、在学生の保護者に対して、修学・就職上の総合的な情報提供を行なうとともに、学生の修学状況など相談がある場合には、個別の面談時間を設定し、対応を行なっている。特に指導が必要な学生については、保護者に来校していただき、注意を喚起するなど、事前に対応することで、休学、退学を未然に防ぐよう努めている。このフェアは年1回の開催であるが、日常的に保護者から学生の修学状況に関して、問い合わせがあった場合には、適宜している。

### 4) 後援会会員地区懇談会

実践女子大学・実践女子短期大学後援会(在校生保護者全員が会員となる)が開催する「後援会会員地区懇談会」は新潟県、静岡県、福島県、宮城県など、特に本学に在学する学生の多い地域を会場として実施している。この懇談会には、学長、副学長、学部長をはじめ、各学科主任等が参加し、保護者に対して、学生の成績や出席状況、修学状況に関する個別の状況について面談を行なうなど、学生の修学支援を徹底して行なっている。

### 5) 休学者や退学者、卒業延期者への対応

本学では、取得単位不足、在学期間不足等の理由により、就業年限では卒業できない学生に対し、それらを「卒業延期生」あるいは「過年度生」と呼称している。各学部・学科では、前述のように各学年にクラス担任を置き、担任となった教員が学生の指導・相談に応じる他、オフィスアワーの教員や学科・課程の助手が常時学生の相談に応じられる体制としている。また、各学科会議において、学生の単位取得状況や学費納入状況に関する情報を適宜交換し、学生の修学情報を各学科で的確に把握し、対処している。学生の単位取得状況や学費納入状況等、修学上の情報については、事務部門から報告を行ない、休・退学者の状況把握及び対応が適切に行なわれている。

### 6) 障がい学生の修学支援への取り組み

上述の「障害学生支援方針」に基づき、学生部長を委員長とする「学生生活支援委員会」を主体とし、学生支援センター及び全教職員と協働して、障がい学生支援を実施している。具体的には、学生支援センターが主管となり、①障がい学生と保証人との相談窓口、②支援学生の募集とノートテーカーの養成・配置、③教職員への働きかけ等を行っている。授業支援では、教務課が主管となり、①教員に対する授業における留意事項の徹底、②授業時の拡大プリントの配付支援、③定期試験における特別試験時間の設定などを行なっている。これらの対応結果については、「学生生活支援委員会」に報告される。同委員会では、検証を通じて新たな施策の協議も行なっている。

### 7) 奨学金制度等による経済的支援の取り組み

本学では、経済的な支援の必要な学生に対する奨学金としては、先ず日本学生支援機構奨学金制度を勧めることとしている。また、日本学生支援機構の奨学金を補完する制度として、本学独自の奨学金制度を整備して経済的支援を行なっている。

## 2. 学生の生活に関する適切な支援の実施

### 1) 健康診断による学生の健康管理

学生の心身の健康、保健衛生および安全への配慮に関する施設として保健室を設置し、保健師が常駐して日常の健康管理や病気・怪我の応急処置を行っている。また、定期的に校医が来校して学生の健康相談にあたり、専門的治療等を必要とする場合は専門医の紹介も行っている。

毎年4月に学校保健安全法に基づき健康診断を実施している。受診率向上のため未受診学生を呼び出し、受診を呼びかけており2017年度の健康診断受診率は98.3%であった。

健康診断の際に提出させている「問診票」において、既往症等のある新入生の把握、在学生にあっては疾病の状況、食事や睡眠などの生活状況の把握をしている。

感染症の集団発生予防として、入学時に「感染症・予防接種調査」を行っている。麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎の抗体がないと判断される者に対し、個別に保健指導をしている。

### 2) 学生相談センターによる心の健康支援

学生相談センター設置の目的は、本学学生が当面する(1)学業、進路、生活、健康上の諸課題、(2)心理的、精神的等メンタルヘルスに関する諸課題、(3)その他、学生が抱える諸課題の相談に対応することである。また、前述の相談等に関し、必要に応じて学生保護者、教職員、外部機関等と連携し、相談者(学生)への最善の支援提供に努めている。さらに、学生の保護者および教職員から相談等があった場合も、指導および支援等の対応を行っている。運営は「学生相談センター運営委員会」の下、その事務の所管は学生支援センターとしている。

学生相談センターには、相談員として、学生相談センター長(本学専任教員)、教員相談員(本学専任教員・各学部1名)、カウンセラー(業務委託)、校内保健師(本学専任職員)、外部専門医師(精神科医師)、校内医師(本学専任教員・臨床経験がある者)等が置かれている。各相談員は学長が委嘱し、学生相談センター運営委員会の承認を経てその業務にあたる。

学生相談センターは、日野、渋谷両キャンパスに設置されている。各キャンパスの学生相談センター開室日数は、2016年度まで、各キャンパスの在籍者数及び二校地化前の学生相談センター利用者数(所属学部別)から、日野キャンパス週3日、渋谷キャンパス週5日の開室として運営していたが、学生の多様な相談に対する支援体制の充実を目指し、2017年度から日野キャンパス学生相談センターも週5日の開室となった。各キャンパス学生相談センターに勤務するスタッフは、渋谷キャンパスは1日あたりカウンセラー1名(月曜日の

みカウンセラー2名)・インテーカー1名が配置されているが、日野キャンパスにおいては1日あたりカウンセラー1名の勤務となっている。そのため、より一層充実した学生支援体制を整えるべく、次年度以降、日野キャンパスにもインテーカーを配置する準備を進めている。

### 3) 各種ハラスメント防止の取り組み

本学を設置する実践女子学園では、学園を挙げてハラスメント防止に取り組むために、「学校法人実践女子学園ハラスメント防止等に関する規程」を制定している。この規程は、学生・生徒、教職員に対し、快適な教育、研究、学習および職場環境を保持し人権を擁護することを目的に、「セクシュアル・ハラスメント」、「アカデミック・ハラスメント」及び「パワー・ハラスメント」等の防止、並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合の措置について必要事項を定めている。また、「実践女子学園ハラスメント防止委員会規程」を制定している。この規程において、委員会の職務、権限、手続き等の基本原則を定め、ハラスメント調査委員会およびハラスメント防止教育研修・広報委員会を置いて、学生や教職員が対等な個人として、それぞれの人格が尊重され、ハラスメント等の人権侵害のない教育環境を維持するよう努めている。ハラスメントについての相談や通報があった場合には、ハラスメント防止委員会委員長は、副委員長と協議の上、申し出の対処を委員会に付議することとしている。また、教職員の意識の啓発を目的として、ハラスメント防止委員会は、毎年1～2回、「ハラスメント防止研修会」を開催している。「コンプライアンス」「ハラスメントに該当する事例」を中心とする内容で、個人を尊重する風土を培い、ハラスメントのない環境を作り、それを維持するよう努めている。また、『学生生活ハンドブック』への記載、パンフレットの配布や掲示により防止に努めている。

### 3. 学生の進路に関する適切な支援の実施

学生の進路に関する支援に関しては、キャリアセンターを主管とし、就職支援講座、個別相談・全員面談の実施、企業との連携を積極的に推進する取り組みを導入している。2017(平成29)年度の短期大学部における就職決定率(決定者/就職希望者)は96.8%(前年比3.1ポイント増)となり、向上している。

<キャリアセンターにおける具体的な取り組み>

#### (1) 支援講座の充実

学生の理解度向上や筆記試験対策の強化を目的として、学生自身が選択できるレベル別のSPI講座をはじめ、筆記試験対策講座等を実施している。この対策講座では、筆記試験に苦手意識を持つ学生からも満足度の高いアンケート結果を得ている。

就職活動支援講座については豊富な内容で多くの講座を設けている。各講座について、アンケートにより学生の満足度を測定することは出来るが、どの講座が就職に、より有効かという検証を行うところまでは至っていない。就職活動に関するさまざまな講座や催しを実施している一方で、多様化する学生の中には、卒業後の人生や社会人としての将来像を描けていない者が少なくなく、就職活動をスタートする時期になっても一歩が踏み出せない学生がいる。社会人としての将来像をしっかりと描けるよう、キャリア教育と連動し

た低学年からの支援の実施、充実が強く求められている。

#### (2) 個人相談、全員面談の充実

就職活動スケジュールの変更や進学を含めた進路の多様化など、進路に対する不透明感から学生の不安は年々大きくなっている状況である。そのような中、進路選択準備期間である1年次生を対象にキャリアセンター職員による全員面談を実施している。これにより、早期に学生の進路希望を確認し、その年度の学生像を把握しながら、その後の進路支援に活かしている。全員面談や個別相談等の学生面談では、個々の学生の志望を重視した面談内容となるよう工夫を図るとともに、面談の実施方法等についても、状況や希望に合わせて実施している。特に卒業学年就職未決定者支援は、個別対応を重視し、就職活動を継続できるように支援し、就職状況の改善を図っている。

#### (3) キャリアセンター職員自身の学び

相談内容の多様化に対応するため、職員のキャリアカウンセリングの資格の取得や各種勉強会への参加、企業訪問や企業との情報交換会への参加による情報収集など、学生の不安や疑問を解消できるよう、個々の職員がスキルアップや情報収集に努めている。

#### (4) 企業との連携強化

本学が長期間にわたって信頼関係を構築してきた企業との繋がりをさらに深めることと、新規の企業を開拓すること等を目的として、キャリアセンター職員を中心として、情報交換会に参加している。2017（平成29）年度は、東京近郊だけでなく、本学と就職協定を締結している自治体を中心に、12会場で行われた地方企業との情報交換会に参加し、延べ500社を越える企業担当者と首都圏就職やU・Iターン就職に関わる情報交換を実施している。

#### (5) 就職支援フェアの実施

本学の学生が多く入学している山梨県甲府市、福島県福島市などの地方8カ所において、キャリアセンターによる就職活動の現状や本学の支援の説明、進路選択に向けた学生時代の送り方、保護者の関わり方等についての説明を目的として、地方在住の保護者と在学学生を対象に「就職支援フェア」を開催している。具体的には上述の説明に加え、県の担当者によるU・Iターン就職情報の提供、一部会場では地元企業への内定者や人事担当者によるパネルディスカッションを実施するなど内容を工夫して行っている。成果として、実施後の保護者アンケートからも、満足度の高い結果を得ている。参加学年は制限しておらず、地元ならではの詳細な就職情報の提供、少人数での説明会と個別面談の場であり、よりきめ細やかな支援の機会となっている。

#### (6) 「実践OGサポーター」との連携

在学生のキャリア教育、ならびに進路・就職支援のため、2016年度より「実践OGサポーター」制度を開始した。2017年度は約300名の卒業生が「実践OGサポーター」に登録しており、「OG懇談会」や「OG訪問」への協力を依頼している。2017年度は日野、渋谷の各キャンパスで「実践OGサポーター」を招き、在学学生と卒業生による「OG懇談会」を開催した。「営業」「総務人事」「事務」「専門職」等、様々な職種の方の参加を得て、働くことで培わ

れた価値観などの話を通じ、実際に携わる業界のこと、仕事のこと、やりがい等を後輩にお話しいただいた。身近なロールモデルである卒業生からのアドバイスは在學生に浸透しやすく、より仕事や社会についての理解を深めることができる満足度の高いイベントである。その他にも、教員研究助成「長くはたらくための研究プロジェクト」(本学の研究助成制度)への調査協力依頼など、多岐にわたる卒業生との連携を図っている。この制度の導入により、在學生への就職活動支援の協力体制が拡大し、OGの帰属意識の強化にも繋がっている。

#### (7) 他大学との連携・共同

他大学の学生の考え方に触れ、刺激を受けることで自身のキャリアを考える機会を提供することを目的として、青山学院大学及び日本大学の協力のもと、3大学合同のグループディスカッション講座を実施しているほか、大学1～3年生と短期大学部1年生を対象に、学内外の学生とともに企業見学を行う東商リレーションプログラム(年2回開催)や、女子大学合同企業見学(ECS)プログラム等を実施している。このプログラムでは、他大学との連携・共同プログラムであるとともに、低学年からの就業力育成の好機となっている。

また、大学4年生と短期大学部2年生を対象に、本学ほか6校の女子大学及び近隣の青山学院大学と国学院大学と合同で、女子大合同企業説明会を年2回開催し、学生がより多くの企業を知る機会を創出している。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生支援の適切性については、「短期大学部運営委員会」を主体とし、学生支援は学生支援センターが所管する「学生生活委員会」、就職支援はキャリアセンターを主管として、前年度の就職実績や就職支援講座の参加率などを考慮して、次年度の取り組みを行うこととしている。各委員会での検証結果は、学長を議長とする「大学短大協議会」に報告され、全学的な観点から点検・評価を行う体制としている。

## 第8章 教育研究等環境

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学では、学園創立120周年を2019年（平成31年）に迎えるに当たり、校地の再編成を行なうこととし、「創立120周年記念整備事業」を計画し経年的に実施した。創立120周年記念整備事業として、日野校地（日野市大坂上）での教育研究活動の展開から、2校地（渋谷キャンパス、日野キャンパス）での展開とし、創立120周年記念整備事業1期整備計画として、2014（平成26）年4月に渋谷キャンパスを開校している。渋谷キャンパスでは、文学部、人間社会学部、短期大学部、文学研究科及び人間社会研究科研究科を設置している。創立120周年記念整備事業2期整備計画では、日野市大坂上校地における生活科学部及び生活科学研究科を中心とする教育研究のための実験・実習施設の改修整備と講義室の再配置を行い、2016（平成28）年3月に完了している。

本学では、大学・短期大学部の今後の10年後の-spanを見据えた「教学グランドデザイン」を策定することを目的として、2013（平成25）年5月に設置した、「大学・短期大学教学グランドデザイン策定会議」から、2015（平成27）年3月に常任理事会に最終答申を提出している。具体的には、この「教学グランドデザイン」最終答申にある「ビジョン」をもとに学園として次のビジョンを確定した。『ビジョン1：地域に貢献する「実践女子」を輩出する高等教育機関としての確固たる地位を確立する、ビジョン2：女性の自立と社会的進出を推し進め、社会に羽ばたく「実践女子」を支援する教育・研究拠点となる』を掲げ、教育研究等環境の整備を実施している。「教学グランドデザイン」最終答申は、常任理事会、教授会等で報告され、教職員で共有している。

大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた方針という観点では、「教学グランドデザイン」は、建学の精神、教育理念等を再検証し策定しているものの、教育研究等環境の具体的な方針としては、明確化されていない。また、教職員間での共有も十分ではないため、今後、教育研究等環境に関する方針の明確化が課題として残されている。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備

- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学の校地及び校舎は、東京都日野市にある「日野キャンパス」、東京都渋谷区にある「渋谷キャンパス」の2キャンパスからなる。設置基準上必要な校地面積、校舎面積については充足している。なお設置基準に定める運動場については、日野キャンパスにグラウンド及びテニスコートを整備するとともに体育館を有しており、渋谷キャンパスからも約1時間で移動が可能である。

教育研究等環境に関する方針として、「教学グランドデザイン」で掲げる『ビジョン1：地域に貢献する「実践女子」を輩出する高等教育機関としての確固たる地位を確立する、ビジョン2：女性の自立と社会的進出を推し進め、社会に羽ばたく「実践女子」を支援する教育・研究拠点となる』を掲げ、これらに基づき施設、設備等の整備及び管理を実施している。

ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備については、2017（平成29）年度は、事務システムの安定稼働と効果的な利用の確認及び改善に努めることとし、情報インフラの整備に関する事項として、①教育研究活動を支える情報インフラとして、安定的にネットワーク環境を維持するために基幹ネットワーク機器及びファイアウォール入替の実施②安定して運用できる教育支援環境を維持するために事務系仮想サーバー機器、学校法人会計管理システム用のサーバー機器の入替③教育研究環境等の充実のため、教室、研究室、事務用パソコン155台の入替を実施している。また、学生サービス向上のため、渋谷キャンパスに学生貸出用ノートパソコン20台を追加導入し、教育環境の充実のために日野キャンパスに授業用貸出ノートパソコン12台を新規に導入している。加えて教育研究環境の充実のために日野キャンパスに学内無線LANの利用エリアの拡張を実施している。これらは、整備事業の年次計画を策定し実施され、教育機関として、ICTを有効に活用する環境が整備されている。更に2018（平成30）年度からは、副学長を委員長とする「実践女子学園情報委員会」を置き、教育研究活動の情報化の基盤整備などを進める計画としている。

施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保については、定期点検の結果を勘案し、更新計画を策定・実施している。所管部署として、学務部庶務課と学園財務部管財課が連携を図りながら担当している。施設・設備の整備、維持・管理、清掃等は学務部庶務課の管理のもと、専門業者に委託している。校舎の建設、設備の大規模修繕、改修等は「キャンパス計画室」及び財務部管財課の所管としている。また、教室設備のうち学部共通の機器・装置は学務部が、学科所管の実験室・実習室・研究室等の機器・装置は各学科がそれぞれ管理している。安全面の確保として、2キャンパス共に正門には警備員常駐の警備室を配置している。加えて、渋谷キャンパスでは、ICカード対応のセキュリティゲートを設置するなど、女子大学として学生の安全に配慮している。また、利用者の快適性に配慮したキャンパス環

環境整備として、エレベーター、車椅子対応スロープ、車椅子対応多目的トイレ等を整備している。

学生の自主的な学習を促進するための環境整備に関しては、日野キャンパス、渋谷キャンパスともに個別（個室）の自習ブースを設置しているほか、特に渋谷キャンパスでは、4名程度で利用できる仕切られたBOX席（4ブース）と20名程度で利用できるグループ学習室（個室：1室）を設置し、学生が自由にディスカッション等を行うことが可能である。また、図書館内に付設されているため、図書館の資料を自由に持ち込むことができ、無線LANも完備しており、自主的な学習を促進するための環境を整備している。

教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組みとして、2017（平成29）年度に「実践女子学園情報セキュリティポリシー」を制定し、教育研究活動及び事務運営の基盤として情報システムを活用するうえで、情報セキュリティに関する高い意識を持ち、秩序を維持して行動するため、「安全性の確保」「法令順守」などからなる、9項目を設定し、ポリシーに従って適切に情報システムを構築・利用するための体制を整備した。学生に対しては、主に新入生を対象としたオリエンテーションの際に、情報モラル・セキュリティに関することを中心に注意喚起を行っている。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

本学では、日野キャンパス、渋谷キャンパスともに図書館を設置しており、図書館の蔵書数は両キャンパスあわせて、638,021冊であり、2017（平成29）年度の図書受入数は7,187冊、雑誌受入数は1,577種である。購入資料などについては、「収書理念・方針」「選書基準」に基づき、本学設置学科・課程に必要な資料を中心に選書を行なっている。

ScienceとNatureといったトップジャーナルについては教員の希望により冊子体ジャーナルを維持している。一方、電子ジャーナルについては、Food Chemistry、Biochemical Journal、American Journal of Physiologyなど幅広い分野のタイトルを選定・収集し、また、Springer社の電子ジャーナルパッケージを導入するなどして最新論文の入手環境の改善を行い、図書館ホームページから利用可能としている。その他、新聞記事データベース、雑誌記事データベース、事典・書誌データベース等、各種のデータベースを使用できる教育環境を整備している。また、アグリゲータ（EBSCO）の全文型データベースの導入

により最新論文を入手する情報環境の改善を行っている。

国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備に関しては、国立情報学研究所（NII）のNACSIS-CAT/ILLといった図書館間ネットワーク等に参加するとともに、図書館サービスの充実を図り、地域社会への貢献と文化発展に寄与する目的として、日野市立図書館との相互協力に関する協定の締結、渋谷近隣大学・短期大学図書館相互利用協力連携（LAPS）を推進している。また、私立大学図書館協会等の加盟館として、他大学・機関と様々な図書館間相互協力を推進している。

学術情報ネットワークとして、資料の所蔵情報を NACSIS-CAT（NII〔国立情報学研究所〕）に登録し、全国の大学図書館等との図書館間相互協力として NACSIS-ILL による図書の相互貸借、文献複写の依頼・提供を行なっている。その他、インターネットによる図書館ホームページからの蔵書検索（Web OPAC）、外部データベース検索、学園創立者「下田歌子データベース」、卒業生「向田邦子文庫データベース」を公開し、提供している。

学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）に関して、閲覧座席数として、日野キャンパスは 343 席、渋谷キャンパスは 283 席となっている。図書館の開館時間として、日野キャンパスでは、通常【平日 8:30～19:30/土曜 8:30～17:00】とし、渋谷キャンパスでは、【平日 8:30～19:30/土曜 8:30～17:00】としている。両キャンパスともに、定期試験期間等は開館時間を延長する措置を行っており、例えば渋谷キャンパスでは、閉館時間を 21:00 とするなど、利用者が利用しやすい図書館となるよう配慮している。また、学生、教職員向けに自宅から文献調査や文献複写等の申込み、自己の貸出・予約状況の確認、予約図書・購入希望図書の web 申込などができる「My Library」機能がある図書館システムを稼働しているほか（LibraryNavi）学生に対しては、初年次教育「実践入門セミナー」の授業において、全学部 1 年生に図書館の利用方法の講義および図書館ツアーを実施し、利用促進を図っていることに加え、教員からの要望により、2 年生から 4 年生のゼミ単位等での図書館ガイダンスを実施し、学生に対して図書館を活用した論文資料の探索方法について、各学部・学科に則した参考図書および文献目録、データベースの使い方の利用指導を行っている。利用者（卒業生含む）への広報活動として、図書館報『Library Mate』を年 2 回刊行・送付しており、ホームページ公開するとともに、学内メール配信システム（J-CAN）等も利用し、学生への広報に活用している。

図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置として、司書資格等の専門能力を有する職員の配置は、専任職員を中心に両キャンパスに司書資格等の専門能力を有する職員を配置するよう配慮している。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

#### 評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・ 研究費の適切な支給
- ・ 外部資金獲得のための支援
- ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

本学では、研究活動を推進させるための条件の整備に関して、2017（平成 29）年度に大学・短期大学部における学術研究活動の活性化を図るため、「実践女子大学研究推進機構」の改革を行い、大学附置の3研究所（「文芸資料研究所」「香雪記念資料館」及び「下田歌子研究所」）の統括・支援のみならず、「プロジェクト研究所」や各種研究助成制度をはじめとした、あらゆる研究活動を統括する組織とした。この「実践女子大学研究推進機構」の改革を受け、副学長を研究推進機構長とする研究マネジメント体制を構築し、「研究推進機構会議」及び研究推進室が中心となり、全学的な研究推進施策を立案、実施する環境を整えた。

大学としての研究に対する基本的な考え方として、本学では学術研究活動及び社会連携活動に関する基本方針を明文化し、内外に広く示すことによって教育・研究の活性化に資することを目的として、2017（平成 29）年度に「研究ポリシー」「社会連携ポリシー」「知的財産ポリシー」及び「利益相反マネジメントポリシー」を策定した。例えば「研究ポリシー」においては、建学の精神である「女性が社会を変える、世界を変える」のもと、社会の発展と世界の平和に貢献するため、教育・研究活動を通じて人材育成、学術・文化の継承と創造及び社会貢献を図ることを使命とし、研究の質的向上と多様な研究活動を推進するため、「理念」「学外連携」などからなる、7項目を設定し、これらに基づき研究活動を推進している。これらの4つのポリシーは、大学ホームページに公開し、広く社会に公表している。

個人研究費の適切な支給に関しては、本学に所属する教員が学術研究活動を行うための基盤的経費として個人研究費を支給しているほか、学会出張について、「学会出張旅費内規」に従い、所属する学会等に参加するための旅費を年度に1回、個人研究費とは別枠で支給している。これに加えて、多様な基礎研究・応用研究を強化・推進するために、学内公募による研究助成制度として「学内研究助成」「プロジェクト研究所」等を設けている。

研究成果の発信については、例えば、先述の「学内研究助成」「プロジェクト研究所」等、各研究助成制度の成果報告資料や、学外機関との連携による研究活動の報告・紹介資料をWeb ページで公開しているほか、10月及び11月に開催する常磐祭（学園祭）において、「プロジェクト研究所」の成果発表を行い、学生及び一般の方に対しても研究成果を発信するなどの工夫をしている。また、2017（平成 29）年度から「研究成果公開促進費」という名称の制度を設け、学術講演会の開催や外国語論文の投稿に対する助成を行うことにより、研究成果の発信を促している。

2017（平成 29）年度は8つの学長方針の1つとして方針2「研究推進」を掲げ、研究推進機構による支援体制の充実、特に科研費などの外部資金申請者の支援を明示し、外部資金獲

得を促している。この学長方針に基づき、研究推進室が中心となって、外部資金に関する情報配信、学外講師によるセミナー・公募説明会の開催、研究推進室職員による外部資金申請書・計画調書のチェックなど、各教員に対する支援を実施している。併せて、2017（平成 29）年度より科研費の不採択者を対象として、次年度の科研費申請を促進する学内研究助成制度（特定研究奨励金）を設けている。

研究室の整備に関しては、すべての教員に個人研究室を所属するキャンパスに設け、パソコンなどの備品を設置することにより、研究に専念できる環境を整備している。

本学では、「実践女子大学・同大学院および実践女子大学短期大学部専任教員の担当授業回数並びに附加給・減額等に関する内規」第 2 条において「専任教員の 1 週間における責任コマ数は合計 5 コマとし、1 週間における出席日数は原則として 4 日とする」と定め研究活動日を週 1 日以上確保できるようにしている。責任コマ数は現在週 5 コマを標準としているが、現在は、1 コマ増の週 6 コマを担当するよう学長から要請をしており、専任教員が協力している。尚、上記の内規に基づき、学長、副学長、学部長、各センター長、学科・課程主任等の役職者については適宜減コマの措置をとっている。また、研究専念期間の保証として、専任教職員の学術研究・教育研究能力や知識の向上を図るため、「実践女子学園教職員研修規程」に基づき、専任教職員が国内外の学外機関で研修に従事する、研修（サバティカル）制度を導入している。今後は、男女共同参画社会基本法を具体化する教育研究活動として、「男女共同参画推進室」を中心とし、ライフイベント及びワーク・ライフ・バランスに配慮した教育研究環境の整備を進める予定である。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学における研究倫理の遵守に関しては、「学校法人実践女子学園倫理綱領」（4 研究に対する倫理）及び「学校法人実践女子学園研究倫理規程」（第 3 条 研究者の基本的責務）による、研究活動における高度の倫理観保持と、研究者としての良心と信念に基づく公正な行動、学内外の様々な規則の遵守を定めている。また、「実践女子大学・実践女子大学短期大学部研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を定め、研究活動上の不正行為防止に向けた体制や取り組みを定めている。学長を最高管理責任者、副学長を統括管理責任者とするとともに、研究倫理に関する事項の適正な運用を促進し、審議、情報収集、調査及び検討する全学的組織として、「研究倫理委員会」を設置している。また、「研究倫理委員会」のもとに不正行為の疑いがあった場合には「予備調査委員会」「調査委員会」を置き、調査の実施を行う体制を整えている。

研究費の適正な管理・使用については、根拠として「学校法人実践女子学園研究倫理規程」（第12条 研究費の適切な管理）が定められており、学内外の規則に則った研究費の管理・使用を求めている。また、「実践女子大学・実践女子大学短期大学部における公的研究資金の管理及び監査に関する規程」に基づき、研究費の適正な管理・使用を徹底するための体制として、学長を最高管理責任者、副学長を統括管理責任者とし、また不正防止計画推進部署として研究推進室を置いている。具体的な不正防止の取組みは「実践女子大学・実践女子大学短期大学部における公的研究費の不正防止計画」により実施している。また、「内部監査室」によるモニタリング、リスクアプローチ監査を研究推進室との協力のもとで実施するほか、機関内の責任の明確化、適切な運営・管理の基盤となる環境の整備、取引先からの誓約書の徴収などを実施している。

コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施については、全教員を対象に、3年ごとに教材として文科省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインについて（研究者向け）」、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」及び本学独自の研究倫理教材を配布し、閲覧並びに理解度チェックシート及び誓約書の提出を必須としている。また、新採用教員に対する説明会、科研費執行に関する説明会においてコンプライアンスや研究倫理に関する説明を行うとともに、併せて講習会を開催している。また、研究費の執行にあたり、基本ルールや一連の手続きや流れをまとめた『実践女子大学・実践女子大学短期大学部研究費マニュアル』を策定し、すべての教員（研究対象者）を対象に学内向けホームページで公開している。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。  
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究等に係る施設・設備計画の策定・実施については、「キャンパス計画室」及び財務部管財課を主管としている。情報の基盤化推進として、学園の情報化に関する中長期計画及び予算計画、教育・研究の情報化のための基盤整備に関する事項、学園の事務情報化に関する事項及び情報セキュリティに関する事項を審議する機関として、2017（平成29）年度に「情報委員会」を設置し、情報の基盤化を推進する体制を構築している。これらの教育研究等に係る施設・設備計画の策定・実施、学園の情報化推進については、学園の「常任理事会」にて、重要事項を審議・決定している。

施設、設備等の維持・管理及び安全管理については、学務部庶務課において各種法令等で必要とされる定期点検を実施している。環境負荷削減に関しても目標を立てており、「実践女子学園エネルギーの使用の合理化等に関する規程」を策定し、「エネルギー管理会議」において、エネルギーの使用の合理化、温室効果ガス排出削減及びフロン類の使用の合理化・

適正化を図るために、取り組みや削減目標の達成状況について、点検・評価を行っている。

図書館では、図書館長を委員長とする「図書館委員会」を設置し、図書館運営の大綱に関する事項、算編成に関する事項、図書館の規程・細則等の改正に関する事項などを審議している。

研究活動については、副学長を委員長とする「研究推進機構会議」が設置されており、研究活動の連携・連動及び推進、支援に関する事項などの企画及び点検・評価・改善を行っている。

これらの施設、設備等の維持・管理及び安全管理、図書館に関する事項及び研究活動については、各委員会・会議での審議、検証後に学長を議長とする「大学短大協議会」にて全学的な観点から評価を行っている。

## 第9章 社会連携・社会貢献

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学では、建学の精神「女性が社会を変える、世界を変える」に基づき、女性が持てる力を発揮することによって、よりよい社会を創ることができるという強い信念のもと、教育研究活動に取り組んでいる。高等教育機関として、教育研究活動の成果を社会に還元することは重要な使命であり、社会の一員としてよりよい社会の構築に向けて、国内外の地域、産業界、高等教育機関、研究機関及び地方公共団体等と連携して教育研究活動を推進することを目的に「社会連携ポリシー」を定めている。

本学の「社会連携ポリシー」は、1.教育研究水準の向上及び社会連携活動の推進として、「本学は、共同研究、受託研究及び寄付研究等を通じて、本学の教育・研究水準の向上に努めるとともに、持続的で特色ある社会連携活動を推進します。」2.社会貢献として、「社会連携活動によって教育・研究成果を社会に還元、発信し、社会の発展に寄与します。」など、6項目を明示し、これらに基づき社会連携・社会貢献活動を推進している。

この「社会連携ポリシー」は、学内向けホームページを通じて、教職員で共有している。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

本学では、上述の「社会連携ポリシー」を策定し、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施している。学外組織との適切な連携体制に関して、企業、他大学等の学外機関と連携した研究活動の活性化を目的として、共同研究、受託研究及び寄付研究を推進している。2017（平成29）年度は、複数企業との面談の実施、研究活動に促進のため、共同研究・受託研究に関する契約フォーマットの作成など、学外機関との連携を推進するための環境の整備に努めている。

大学間連携の実施については、2017（平成29）年12月に渋谷区にキャンパスを設置している青山学院大学、國學院大學、聖心女子大学及び実践女子大学・実践女子大学短期大学部

の4大学で連携・協力に関する基本協定を締結し、各大学の発展と多様な価値観に基づく新たな価値の創造に寄与することを目的に「4大学連携協議会」を設置し、次年度に向け、活動内容の検討を開始している。その他、2017（平成29）年12月に公益財団法人日本相撲協会との包括連携協定を締結し、相互の発展さらには日本文化の振興に資するため、共同事業、プロジェクト等の実施・推進、学生による事業活動に係る課題解決への参画などを推進している。

社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進に関しては、「実践女子大学・実践女子大学短期大学部公開講座委員会」を主管とし、本学教員の教育研究領域を中心に、本学教員または他大学の教員を講師に招いて、「実践女子大学・実践女子大学短期大学部公開講座」を開講している。これは、1986（昭和61）年から続く伝統ある講座となっている。2017（平成29）年度は6講座を開講し、過去には、学園の周年記念、学祖生誕150年記念や源氏物語千年紀など節目節目の大々的な講座も展開して、地域の生涯学習に寄与している。

また、本学の教育資源を有効に活用し、広く社会人の生涯学習に寄与する教養講座等を「実践女子大学生涯学習センター」が主管となって開講している。これらは、地域の生涯学習に寄与することを目的としているため、日野キャンパス及び渋谷キャンパスで開講している。講座の内容などについては、「生涯学習センター運営委員会」で当該年度の実施内容を検証し、次年度の講座内容を決定している。2017（平成29）年度は、両キャンパスあわせて13の新規講座を開講し、総受講者数も1,552名となり、昨年に比べ229名の増加となっている。その他、香雪記念資料館では、各種常設展、企画展に加え、博物館相当施設として本学博物館学芸員資格取得のための実習施設の機能も果たしており、その教育研究の成果を展覧会で一般市民に公開しているほか、2017（平成29）年度は、渋谷地域との連携活動（文化施設連携協議会「あ・ら・かるちゃー」）への参加を行うなど、地域連携を推進している。「実践女子大学プロジェクト研究所」では、主として研究の成果を学生の教育及び支援に還元することを目的に、本学内外の組織及び個人がプロジェクトチームを編成して、学部及び学科の枠を超えた学際的研究、地域あるいは産官学と連携した研究などを実施し、地域の方や研究者と共同の取り組みを行なっている。

地域交流に関しては、2011（平成23）年度から、東日本大震災による被災地の復興支援を継続的に実施している。2017（平成29）年度は、岩手県宮古市の災害公営住宅でオリジナル写真立て、手作りコースターなどを制作し、学童の家で空気砲づくり等を行っている。この「東日本大震災岩手県宮古支援プロジェクト」の活動には、現地の方82名が参加され、本学学生36名、教職員10名が活動を行っている。また、同プロジェクトの学生29名が、東京都目黒区で毎年開催している「目黒のさんま祭り」において、パンフレットの配布、抽選会場の運営など、学生が主体的に活動を行っている。その他、企画広報部地域連携推進室が主管している包括協定を締結している自治体との連携事業を行っている。東京都日野市とは、2017（平成29）年2月に日野市と合同で実施した「イクボス行動宣言」に関して、1

年後の達成状況を共有し、日野市総務部と相互検証を実施している。また、共同シンポジウム「ワーク・ライフ・バランスを考える」の開催、講演会「男女共同参画社会の実現をめざして」の開催など、男女共同参画の推進などを協働している。岐阜県恵那市との連携については、本学の学祖である下田歌子の生誕の地であり、恵那市との連携によって下田歌子賞の活動のほか、恵那市各地で行なわれる文化講演への本学教職員の講師派遣を行っている。

国際交流に関しては、「実践女子大学・実践女子大学短期大学部グローバルポリシー」を策定している。このグローバルポリシーでは、1.国際化に対応した人材の育成など3項目を定めている。特に3.国際的視点に立った社会貢献の推進として、「学生による国際交流活動、国際ボランティア活動を活性化するとともに、グローバルな視点から、教育・研究機関、地方自治体、民間企業などと連携した社会貢献を目指します。」と定め、このポリシーに基づき国際交流事業を推進している。大学・短期大学部の「言語文化教育研究センター」と学務部国際交流課が協働でグローバル化を推進する体制とし、交換協定留学制度などを発展させている。交換協定留学では、協定校として、ストッツカレッジ（オーストラリア）、サンシャインコースト大学（オーストラリア）、カピオラニ・コミュニティーカレッジ（アメリカ ハワイ）、リーワード・コミュニティーカレッジ（アメリカ ハワイ）などと締結し、制度を着実に発展させている。これらは、「言語文化教育研究センター運営委員会」において、これまでの国際交流活動の実績を踏まえた検証を行い、協定校の拡大など、次年度に繋げている。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

社会連携・社会貢献の適切性については、主管部署及び委員会によって点検・評価を行っている。具体的には、共同研究、受託研究及び寄付研究については、「研究推進機構会議」にておいて、生涯学習に寄与する教養講座等の開講については、「生涯学習センター運営委員会」において検証を行い、今年度の検証結果を踏まえて、次年度の開講講座等を決定している。これらの各委員会での検証結果を踏まえて、学長を議長とする「大学短大協議会」において、全学的な観点から適切性について評価している。

しかしながら、社会連携・社会貢献に関しては、学内・学外の活動が近年多様化しており、活動主体についても、現状は、所管部署（学科）等を中心としている取組みも複数あるため、今後は活動による成果の把握、評価等を組織的に行い、社会連携・社会貢献活動を全学として有機的に機能させることに課題が残されている。